

平成30年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成30年12月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月10日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 発議第3号

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 発議第3号

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美

上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会計管理者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

きょうも傍聴者の方がたくさんおいでですが、携帯電話だけしっかりと切っておくかマナーモードにしてください。時々ありますので。質問中に退場させるわけにはいきませんので、ひとつよろしくをお願いします。

これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。9番議員、田原重美です。通告にのっとり質問させていただきます。

区・組合への加入促進について。

近年、核家族化、単身世帯、共働き世帯の増加や生活様式への変化、少子高齢化などによって地域のつながりが希薄化し、区・組合活動への参加が減っている地域もふえています。また、希薄化に伴い、地域での犯罪や災害、ごみ問題等、地域が抱える課題に対して住民の不安が大きくなっているようです。同じ地域に住んでいる者同士が仲よく助け合い、連帯意識を高めるために区・組合の果たす役割はますます大きくなってきていると思います。

このような状況のもと、隣組合では、3月に総会が開かれ、次年度役員を選考で各役員を選びますが、指名されても、今回は受けられないという方がたまにおられますが、その場合には、別の方に役員を受けていただいています。どうしても欠員が出る場合もあります。また、役員をさせないで、組合費を支払ってくださる方も何人かおられますが、もはや、役員をしたくないと言われて、役員をパスさせると、我が家だけでは肩身が狭いと言われる方もおられ、わがままを通して、役員はしたくない、しなくてもよいですよと言っても、二、三年後には組合を脱退される方もおられました。個人のわがままを聞いていると、次の方が、なぜ私が役員を受けなければならないのと疑問の声が聞こえます。

何とか納得していただいています。このような例が時々あって困っていますので、順番を決めていくと、どこかでだれかがつまずき、以後の方が役員を受けている状況です。また、区の行事で、祇園山笠の子ども山笠に参加されるお子様が多くなってきて、楽しく祭りを味わっていただいております。夏まつりの子ども会育成会のラムネ早飲み大会などに参加されるお子様が多く、組合員になって、子ども会育成会に加入されないで祭りに参加できないので、お子様にせがまれて、組合子ども会育成会に加入される方も少しずつふえています。このような状況の中、町とし

て、区・組合への加入促進について、町長はいかがお考えですか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。

この組合加入促進については、冒頭の町長報告の中で申し上げたような状況が答えと言えれば答えなんですけども、議員御存じのとおり、この関係については、議会主導で議員提案なさって促進条例をつくられて、それを受けまして、議員2名だったと思いますけども、それと行政も入った中で、この促進に関する協議会をつくって、どうやっていくかということで、今動き出したばかりでございます。

おっしゃるように、この組合加入というのは非常に当町においても重要な話なんですけども、じゃあ、行政が何をやればいいのかというと、我々今のところ、皆さんのお手伝い、各行政区のお手伝いをするために、懸垂幕をかけたとか、のぼり旗をつくったりとか、それと、もう1つは自主防災組織をこの前提案させていただいて、来年度中に20行政区、全ての行政区で自主防災組織をつくっていただくと。やはり、いろんな観点から見たときに、防災とか、そういったことを考えた観点から、地域活動の中で推進してもらうのが一番いいのかなと思っています。

もう1つは、やはり、加入が多いところと少ないところと比べると、やはり、その地域の方々の関わり方、新しい人が住まれるとか、加入なさない人たちに対して、組合に入るため、入っておく理由といいますかね、楽しいとか、みんなでやっついこうやとか、やっぱりそれは、行政が言っても無理なことで、その地域が何らかの形で仕掛けをつくっていただく。そのヒントというのを、やはりつくっていくのが、今度の協議会ではないかなと思います。

1つの例を挙げますと、議員なさってますけども、城山区というのは、今、区としては第二黄金期を迎えているのかなと私は思っています。これは、行政区というよりも若杉クラブ、老人クラブですね。この方々が中心となりながら、若い人たちを無理やりでもいいから公民館に連れてきて、いろんな祭りのときにいろんな役を与えて、その中で次第に仲よくなって行って、それがTシャツまでつくって、ソバージュという形で、彼らが今、原動力になっている。やはり、何か地域で、その地域に合った仕掛けをつくっていくということは非常に大事なことじゃないかなと思います。

ちなみに上須恵区というのは、要するに鎮守の森といいますか、須賀神社を持っています。やはり、それを中心核にした山笠という祭りがあるわけです。特に、東干田というのは、私が住んだころでは33軒、今は50軒を超しております。組合に入ってらっしゃらないのはたった3軒です。新しい方がほとんど入ってらっしゃる。なぜか。山笠を中心にしたりとか美化作業を中心にしながら、楽しいことがある。きついこともあるけども、やっぱり、入ったほうみんなと楽しいよね。これは、各組合とか行政区で何か仕掛けつくってもらわないと、町がどうのこう

のと言うてもできないんじゃないかなと思っています。

ですから、そういった知恵を出し合うのが、今度つくった協議会でしょうから、その中で議員各位もいらっしゃいますし、役場の職員もそういったことにかかわっている人間ばかりでございますから、今からだと思います。

この自主防災組織というのが1つの大きな核になるように、行政区長さんあたりにもお願いして、今度、自主防災組織をつくると、加入なさっていない人たちもこれ、恩恵こうむるわけですよ。現に、ことしの7月6日の豪雨のときについては、各行政区も、行政区の組合員さんを超えた形でお声かけしていただいております。こういった地道な活動が、やっぱり、コミュニティがいかに大事なものかというのを地域の人にわかってもらう1つのすべじゃないかなと思っています。

非常にこれ、自由主義的な問題で、入ろうが入るまいが、極端なことを言うと個人判断ですの、なかなか勧めにくいんですけども、やはり、入ってもらうことによって、やはり須恵町に住んでよかったと思ってもらえるようにするためには、今後も、区長会とか皆さんと協議しながら、我々も努力してまいりたいと思っております。

○議長（三角 良人） 田原君。

○議員（9番 田原 重美） 私たちも大島区で夏祭りをしようとするよね。それも役員だけで、分担してしようけんいかんとするよね。やっぱり地域の方に声をかけて、1人でも多く参加してもらえばよかったですが、人に言うよか、役員みんなでしたほうが簡単に済むと思ってしまうのはいかんですよね。横のつながりが薄いとするよね。そげな面も見直していかないかんとしますね。ありがとうございます。

須恵町の中でも、組合加入率が低かった大島原区ですが、区長さんを初め、各役員の方々と区民の皆様の御協力を得て、11月16日現在、加入率が51%を上回るほどに回復しつつあり、今後も、区民一丸となって、1人でも多くの方の組合への加入につながる運動を、区を挙げて続けていきたいと思っております。

また、行政の力を借りまして、役場窓口において、組合加入への斡旋をさせていただいており、区長さんのところに挨拶においでになる方が増えたそうです。区長より、役場のほうによろしく伝えてくださいと言われました。今後とも、行政と区が一致協力して、組合加入促進に邁進していききたいと思います。

これで終わります。

○議長（三角 良人） 8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 通告番号2番、8番、猪谷繁幸です。一般質問させていただきます。スエノバの現状について、お聞きしたいと思います。

6月議会において、2人の議員さんからスエノバについての一般質問がなされ、町長より、今後の方向性と事業内容について、詳細な回答がありました。11月23日付の新聞報道によりますと、「事業承継で官民タッグ」の見出しで掲載され、九州の相談窓口を目指し、中小企業経営者の事業承継支援に向けた協定を結ばれました。これにより、スエノバが大きく飛躍し、業績も伸びることだと思いますが、今後の事業の推移についてお尋ねしたいと思います。

1点目といたしまして、スエノバの代表は副町長平松秀一という説明を受けておりましたが、町長に就任され半年以上が経過しております。代表者の交代は考えられておられますでしょうか。

2点目といたしまして、スエノバの説明では企業支援事業、町内企業、後継者の問題が大きな問題と説明されておりましたが、バランス的に、全体業務量のうちのどのくらいを考えられているか、お教えください。

3点目として現在、区長さんたちが電力事業に取り組みがなされている状況を聞いておりますが、その推移経過についてどうなったか。また、加入件数の問題があると思いますが、試算的に、どのくらいの件数がかかわってくれば売り上げにつながるのか。

4点目といたしまして、事業を集計したことにより、メリット、デメリットは、成功した場合の報酬についてどのようになるのか、お教えいただきたいと思ひます。

以上4点をお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 猪谷議員からの質問に対する答えを述べます前に、一応、昨年11月13日に、このスエノバというのを企業向けに発足しまして、1年が経過しました。そこに至るまでの経過並びに本日、商工会の婦人部の女性の方々もお見えになってますので、再度、このスエノバがどういったものなのかというのを御説明した上で、それを御説明すると、猪谷議員の4つの質問というのが納得いくのかなと思ひますので、若干時間をとらせていただいて、そのあたりを説明したいかなと思ひております。

このスエノバというのは、再三にわたって、この議会を通して、あるいは、いろんな広報、あるいはマスメディアを通して説明申し上げてきたかと思ひますけども、これは、あくまでも須恵町内の企業支援型の地方創生事業です。総務省の予算をいただいた。そういったことがきっかけになりながら、須恵町の今後の弱点とか、いろんなものを勘案した上で、やはり、やらなければならないのが須恵町の中小あるいは零細企業と言われる方々を支援しない限り、10年後には、早晚、須恵町の財政規模が縮小していくと。そういう懸念があるということで説明した上で、この事業を皆さんに御同意いただいて、今現在、推進しているということです。

ということは、須恵町内の、これ答えの1つにもなるかと思ひますけども、あくまでも、このスエノバというのは、須恵町内の商工会会員様並びに須恵町企業クラブの会員様を支援すること

を第一義的な目的としております。それ以外、何もありません。そうすることが須恵町が財政的に生き残る道だということです。

今、須恵町を含む糟屋地区は、福岡都市圏の一員として、そして、福岡市の東側に張りつく形で、非常に利便性が高い地域であり、地の利を生かした形で発展を続けている地域です。

現在、糟屋地区の市町村は、一般家庭で言うところの、貯金にあたる財政調整基金、これに余り手をつけずに健全財政運営されているところがほとんどなんです。しかしながら、この好景気が漂っているのは、福岡都市圏など一部の地域であり、都市圏から遠く離れば離れるほど、財政規模の縮小問題が顕在化しており、人口減少も始まってきてます。

そのような中で、当町の今を含めた将来に責任を負う立場として、これからの経済状況の変化やもろもろの諸問題を想定しながら立案、実施していかなければ町の経営はできないと考えております。

多くの経済学者や経営コンサル、報道関係者が警鐘を鳴らしているのが、人口減少を含む労働人口の激減、経済規模の縮小など、今後10年間の間に全国で想定される廃業予想が170万社に上ります。そのうち、126万社が事業継承者、後継ぎが決まっていないという数字が出ています。

実は、昨年、須恵町企業クラブ内においても、優良企業の1つが廃業される、まさに現実問題として身近にもう、迫ってきているんだということです。1社の廃業並びに倒産により、影響を受ける企業または倒産に追い込まれる企業は10社に及ぶという統計も出ています。

このような中で、今がよいからと行政支援を行わないとするならば、失礼な言い方かもしれませんが、須恵町においては、中小企業や零細企業によって構成されている我が町は、ある日突然、町内企業の廃業や倒産が始まり、そうなったときには、それをとめようとしてもとまらない状況に陥る危険性をはらんでいると、そういう町だということを御理解いただきたい。

これはどういったことにつながるのかということですが、これは町の行財政の縮小につながり、住民税や固定資産税、企業の方々の努力によって成り立っている我が町が成り立たなくなっていくと、その可能性が非常に高いんだと。そのこと自体は、経済学者、いろんなエコノミストも、要するに、須恵町がどうのこうのじゃなくて、九州でもう既に始まっているということです。そうならないために、企業の皆様とともに、1社では対応が難しい問題に、株式会社スエノバを中心核として、チームで対応していこうとするのが今回のスエノバの事業です。

まず、利便性や優位性を感じてもらうために、新電力への切りかえをお手伝いするスエノバ電気による電気代の軽減のお手伝い、そして、利便性が高い須恵スマートインターをより有効的に、効率的に利用していただくために、ETCの減額診断を行った後の減額サービス、そして、最も要望が多かったのが外国人技能実習生を入れてくださいと。基礎労働力が足りないんだというこ

とです。

これらを実現させるために、既に事業協同組合を設立いたしました。現在は、来年の7月から受け入れを開始すべく、外国人技能実習生受け入れ期間としての認可申請を行っております。

これらの事業において、多くの収益を上げるというのではなく、あくまでも、この分野は、須恵町内の商工会会員様や企業クラブ会員様に対する支援事業の意味合いが強いことを御理解いただきたいと思います。

では、どうやって稼ぐ力を発揮するのかということですが、これも再三にわたって御説明しておりますけれども、全九州の各県では、既に人口減少が始まっております。また、全国的に見ても九州、特に、宮崎県では、既に廃業する企業が九州で一番多い状況です。須恵町の企業の方々だけを支援していても、10年後には、九州全体の経済規模が縮小してしまう、あるいは廃業、いろんなことが起きた場合には、打撃を受けるのは、ひとり勝ちをしていた都市圏の周りに張りつく我々、須恵町を含む糟屋地区というのは大打撃を受ける、そういったことを判断しているということです。

それらの全九州並びに山口、広島の中小企業の人たちが、スエノバを核としながら、福岡都市圏でのビジネスチャンスを勝ち取ってもらうこと、東アジアに向けて、事業意欲を持ってもらうことが必要不可欠と判断しております。この方々からの入会金並びに年会費がスエノバの収益となります。

先般、何度も説明して来ましたように、今は準備段階であり、すぐに利益が上がるというものではありません。特にこれ、ベンチャー企業で全国で初めてのシステムの事業です。ですから、この件については、再三にわたり、この議会でも説明したように、これを認知してもらうすばらしい制度だ。わかってもらうのに3年程度はかかりますよと。それによって、利益あるいは収益事業として全国の企業から認知されるのは5年ぐらいかかるだろうと。そして、先ほどから申してます10年後には、これが1つの盤石な企業として、皆さんのランドマークとしてスエノバが機能していくということではないかなと思っております。

スエノバの組織については、事業協同組合を核とした電力の小売り化事業。ETC減額事業、外国人技能実習生受け入れ。今般、国のほうで議論されております外国人技能実習生とは違う制度の特定技能の1号並びに2号の受け入れ、そして、本体事業である都市圏以外の中小企業支援事業で構成されます。

事業部門としては、やっとなりができ上がったわけですが、電力とETC部門、これが1つの部門です。それと、1号、2号認定を含めた外国人技能実習生の受け入れ事業部門、そして、都市圏外企業支援部門という形で、やっとな組織化の準備が、やっとな1年たって整ったということです。来年の4月までにこの準備を行おうと考えておりますので、全国初とも言える本事業に御

支援を賜りますようお願い申し上げたいなと思っております。

今申し上げましたことを念頭に入れながら、猪谷議員に対する質問にお答えしたいと思っておりますけれども、これ、昨年、私が副町長時代にこの事業を立ち上げて、当然、総務省の予算もついて、株式会社を起こしたわけです。一番このシステムというか、理念をわかってたのが、その当時の副町長だったということで、皆さんにお諮りした上で、副町長の平松が代表取締役を受けてたということです。

じゃあ、ことし6月に私が就任してから、この事業、副町長だからと、仮に譲っても、動かないんですよ。中身がわかってないわけですから。今申し上げましたように、もう準備は整いましたので、もう既に、チームの行政書士、司法書士のほうに命令を下しまして、副町長のほうに代表権を譲るように、今もう事業を進めております。

それと、2問目なんですけども、スエノバでの説明では、事業支援、事業が大きな目的と。バランス的に、業務量のどのくらいなんだと。これ100%ですよ。あくまでも企業支援なんです。それ以外に何もありません。

それと、3問目の、現在、区長さんを通じて電力事業に取り組んでいると、その進捗状況はどうか。実はこれ、10月に説明やったばかりなんです。6月に私が就任して、それから準備しますよという中で、これ、先ほどから申し上げておりますように、企業支援型の事業を展開する中で、区長さん方のほうから、自分たちの公民館診断してくれんやろかと。要するに、全く別から話が、区長さんたちのほうから上がって、実際やってみたら、効果があったわけですね。その波及効果として、区長さんたちのほうから、住民のともいかんじゃろかと言われて、新たに今、動き出しているということです。

既に百何十軒、小売り、要するに動力なしですね。そして、動力についても数軒入ってて、上がってきておりますけども、試算的には、どれくらい売り上げたらこの分の民間の分ですね。民間と言ったらおかしいですけど、各行政区の区民さん、あるいは公民館事業ですね。収益につながるかと。これ恐らく、事務費程度しかないと思います。なぜかという、通常の1軒の電力の新電力、どこで切り換えられても、1軒どんなに設けられても、6,000円ぐらいです。そのうちの10%から15%が、要するに、取り扱い手数料として、代理店である須恵町に入ってくると。だから、数をものすごくすれば入る可能性ありますけども、それでも、人件費程度にしかないのかなという程度しか考えておりません。ですから、この電力については、やはり、企業向けの大型電力を使われるところ、そういったところに積極的に営業をかける必要があるんだろうなと思っております。

それと、事業承継をしたときのメリット、デメリット、成功したときの報酬はとおっしゃいました。これですね、もともとが、収益事業については、全九州山口、広島の中小企業の人たちを

助けていくんだと。そうすることによって、須恵町が生き残っていくんだという理念のもとに、先ほど言ったスエノバのサービス業ですね。電力の小売り化、それとE T C、外国人の技能実習生とか、そういったことをやっていくわけですけども、当然我々が、この本体事業が来年から組織化していきますから、動き出すんですね、全九州。そのときに聞かれるのが、電力とかE T Cじゃなくて人手が足りない。それと、須恵町とよく構造似てます。全九州とも。もう経営者がほとんどが70歳を超えてらっしゃる。そういった方々の口から出るのは、いや、もうやめようと思うと。そういったときのアイテムとして、いや、それはうちは扱えませんということでは、要は、企業支援型のコンサルとしては、一番大事なところが抜けてるということです。

ですから、ことしに入ってから6月以降、そういったこともあって、事業承継の問題に非常に興味を持って、いろんな研修会とか、いろんな学者さんとかお会いして聞く中で、今回見つけた、要するに中小企業の橋渡し役をなさるM&Aの会社にたどりついたと。

この会社は、自分のところが収益を上げて、俗に言う企業買収ではなくて、要するに、そのメリットを見つけて、今、売り手に対して買い手が10社ぐらいです。今、非常に買い手ブームなんです。その中小企業の方々に対して、ウインウインの関係をつくってもらおうと。それが1つの営業アイテムになるよということで、事業継承して、うちにメリット、デメリットというよりも、コンサルティングとしての1つの戦略として持っているのとらえてもらったらいいと思う。

ですからこれで、我々はこれに対して何のスキルも持ってないわけですから、専門家と今回、業務提携を行ったと。それが全国において、こういった形での業務提携は、自治体としては初めてということです。ですから、メリット、デメリットと言われると、スエノバにとってはメリットしかないということです。

取扱手数料についても、じゃあ、扱ったから何%くださいとか、そんな甘い話じゃありませんので、極端なことを言うと、そういった話があったときには、我々素人ですから、電話で東京のほうに継ぐと。そうすると、福岡の支部のほうに連絡が入って、その人たちが動かれる。ですから、取扱手数料として1万円、これはもう要らないという話だったんですけども、あくまでも業務提携ですから、紹介に対して1万円いただく。

将来的には、このアンドビズという会社さんとお話する中で、社長さんが、これが1つの事業の形になっていけば、何らかの形で、須恵町の事業支援という形で何らかのメリットを考えていきたいということでございます。

ですから、猪谷議員の説明に対して4問お答えしたわけですけども、その根底にあるのは、須恵町の企業さんを元気にしないと、この町というのは間違いなく、今、八十数億円ですよ。十年後、何もしなければ、六十億の財政規模ぐらいにしかならない。それを何でとめるのか。我々の時代じゃないんですよ。次の世代に、この須恵町を須恵町と残すためには、今いいときに動い

ておかないとだめだという信念のもとにこの事業を行っておりますので、どうか、猪谷議員も御支援賜りますようお願いして答弁にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（三角 良人） 猪谷君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 代表の交代に向けて、今動いているということですので、十分、町長の意向を副町長のほうに引き継いでいただいて、しっかりと私らも支援していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それとあと、今、スエノバの説明で、企業支援が100%ということによってありますので、これは将来的に須恵町を担っていただく人材を育てるという意味でも大きな役割だと思えますので、よろしく、その辺もお願ひしたいと思えます。

あと、区長さんの電力の問題、事業の問題ですけども、一応、10月に区長会のほうにおろされたということで、ちょっと小耳に挟んだんでちょっとあれしたんですけども、まず、それぞれ、公民館とか集会所、または上須恵あたりはそれぞれの地域に集会所を全部持っていますので、そういうのも含めて利用されるのもいいのかな。その場合、逆に言ったら、区長さんの手をとるのか、それとも、うちのほうで、役場のほうで進めますので、その手続等は役場のほうで指導してくれるのか、それか、スエノバのほうで指導してくれるのか、その辺の御回答をちょっとお願ひしたいと思えます。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 各行政区の区長さんのほうに、このスエノバ電気の推進制度、商工会も含めてお願ひしています。希望なさる区については、区長さん初め、連絡委員さんを使った形で、今おっしゃるような小組合の集会所も含めて、どうぞ診断、希望なさるならやってくださいという推進制度をして、20行政区のうち13行政区が説明に来られて、恐らく、来年ぐらいから皆さんが積極的に動かれるのかなと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 猪谷君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） すいません、もう1点申しわけない、先ほど言えばよかったですけども、今、電化で家を建ててる家庭が結構多いと思うんですね。この場合は、何か除外されるというような話を、メリットがないという話をちょっと聞いたんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この新電力切りかえにおいて、積算方法があるんですね。どの会社もそうなんですけども、オール電化にすると、もともと下がっているんですよ。だから、さっき言っ

たように、年間通して6,000円ぐらいしか下がらない。そうすると、オール電化になさっていると、ほとんどメリットがないということで、診断はされて、幾らでも下がるからするよとおっしゃるところはいいでしょうけども、ほとんどメリットはないということです。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を閉め切ります。

○議員（8番 猪谷 繁幸） どうもありがとうございました。

○議長（三角 良人） 12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） おはようございます。12番、三上政義でございます。

須恵町の障がい者雇用について、これは29年度6月にも一般質問させていただきまして、続きでございます。

障がい者雇用の促進事業に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上を雇用しなければならない。そんな中、率先して取り組むべき立場にある中央省庁や自治体が雇用者数の割合を水増ししていました。中央省庁が不適切に参入していた人数は、昨年時点で3,460人、今は3,700人という数字も上がっております。

障がい者手帳のないケースを「雇用する」に含めていました。これにより2.49%と公表されていた雇用率は1.19%と、法定雇用率を大きく下回っていることが判明しております。今、中央省庁への厳しい国民の目が向けられておりますが、須恵町は大丈夫なのでしょうか。

本町における該当職員は障がい者手帳の交付、また、採用の際に、障がい者手帳の確認をされているのでしょうか。

ガイドラインによりますと、制度の対象は障がい者手帳、療養手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人を原則とするということでございます。ほかに、身体障がい者に関しましては、都道府県知事が定める医師、産業医の診断書、意見書がある人、知的障がい者は精神保健指定医などの判定書がある人に限られているそうでございます。

続きまして、2問目でございます。

今後の障がい者雇用についてどのように考えられておりますかということで、障がい者を職場のお荷物的であるかのように扱う風潮を浮き彫りに感じますが、主体性が発揮できる環境や周りの支援があれば、活動できる方は多いと思います。障がい者を雇う行政、一人ひとりの特性を見て補い合って働く場を用意すれば、力を出せると思います。それは健常者と同じで、障がい者が生きがいを持って働ける場所、例えば、各部各課の文書の封書入れ、作業箇所、簡易なデータ入力等を集約的にし、障がい者の方たちにチャレンジをしていただく働く現場があれば、働きたい障がい者は多くいらっしゃると思います。働く場の環境づくりが足りないのではないかという感じを受けるところでございます。

以上でございます。町長の答弁を求めます。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この件に関しては、三上議員の質問に対してお答えする前に、本当に腹立たしいというか、国自体が、監督官庁が、要するに、虚偽の申請をやったと、これはもう言語道断な話で、じゃあ当町はどうなんだということを、先に結論から申しますと、雇用率については、昨年と状況変わっておりません。法定雇用率から言うと若干下なんですけども、障がい者の雇用人数においてはクリアしております。

一昨年だったですかね、私、副町長しているときに、障がい者のそういう問題が起きる前に、障がい者の雇用をやろうやということで募集をかけました。やはり、いろんな業種の中で、行政に合う職種ってありますよね。事務もあるし窓口業務もあるし、だから、2名を採用する予定で、そのうちの2名というのは、通常の業務の中で、ある程度のインフラをやれば雇用できるというような状況で、1名を採用、1名を名簿登載というような形でやったんですけども、なかなか、質問の要旨の中にあります障がい者手帳とか療育手帳とか、いろいろあるでしょう。あれの確認というのは義務づけられてないんですよ。一応報告はしなさいということと言われるんですけども強要はできないということで、逆に言うと、障がいを持ってらっしゃる方がそれを隠して試験を受けられるということは、逆にあるということですね。

確かに、私自身も、もともと、一番最初に行政の課長をさせていただいたとき福祉課長で、非常に知的障がい、あるいは身体に障がいを持たれた方々に対して、要するに、この須恵町の中で皆さんと一緒に、皆さんが、要するに普通、普通と言ったらおかしいですけども、この町内で普通に生活なさるのを理想としながら、いろんな施策を皆さんにお諮りしながらやっていったわけですけども、ですから、その精神は変わっておりませんので、虚偽のことをやるとか、そういったことはありません。

来年度も、事情が許せば町内の、要するに、障がい者がどうのこうのじゃなくて、採用する場合については、要するに、きちんとピラミッド型で雇用しとかなないと、最終的にも、それが崩れていくと、その時期に必要なとする人材がいなかったりとか、いろんなことがあって、障がい者のみをクローズアップするわけにはいかないんですけども、総務課長のほうに話はしております。

来年度また、障がい者の雇用について試験をやろうかということで準備はしておりますので、よその町は知りませんが、須恵町は、御存じのとおり、就学前に関する障がい者に対する入園とか入所とか、それに対しても非常におおらかで、来られるという場合については、必ず、加配の先生をつけておりますし、小学校においても、どうしても、特別支援学校が嫌だとおっしゃる場合については、きちんとお話しした上で、お互いできること、任せっぱなしじゃなくて、お母さん、お父さんが、あるいは保護者の方々ができることをしてください。それ以外の人的支援

とか教育支援というのはやっていくというような形で、須恵町の場合は、そういった場面においても、非常に大きな予算を割いております。ですから、議員がおっしゃるような御指摘いただいたようなことは、今現在、須恵町で起きておりませんので、一生懸命頑張ります。

以上です。

○議長（三角 良人） 三上君。

○議員（12番 三上 政義） 今、町長言っていただきまして、私はまだ灰色の部分がございまして、それは今、町長の言葉を信じながら、灰色、グレーをホワイトのほうに早急に持っていきたいというふうに、町長の考え、動きを見ながら、今後も行動していきたいと思います。それに加えて、障がい者の能力や適用に応じた職種、職場の環境、条件整備は、今後、町長が考えていただけたと思います。

そういう中で、障がい者を働く仲間として職場に迎え入れる意識で、障がい者の有無に関係なく、誰もが安心して同等に働ける協働社会の通念を共有することが大前提だと思っております。

須恵町がうたっている共生のまちづくりに、須恵町に住んでよかったねと他町から言われるようなまちづくりにまい進していただければ助かる、望みでございます。糟屋一、いや、もう平松町長言われたように、今やってあることが、日本で一番障がい者に理解あるまちづくりをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子でございます。

1問目の田原議員の質問のときに、町長のほうから、自主防災組織の役割、そして期待についてちょっと触れられておりました。私は、通告に従いまして、防災士の活用について質問をさせていただきます。

近年、地震、津波、異常気象による、集中豪雨による崖崩れ、また川の氾濫などによる大小の災害がふえており、防災、減災に対する意識が向上しています。また、災害に遭ったときにはどうするかなどの話題が、家族や職場で出るようになりました。災害は、いつ、どのような形で起こるかわかりません。そのような災害から自分たちの身を守るためには、日ごろからの災害に対する意識と備えがとても大切です。

大災害が発生したとき、交通網の寸断などにより、防災機関が十分に対応できないおそれがあります。そんなときに頼りになるのが、地域ぐるみの協力体制です。7月6日の豪雨では、避難された方々の対応も、組合員、非組合員の区別なく、皆様スムーズに行っていただきました。

須恵町においては、31年度を目標に、町内の全区において、自主防災組織を立ち上げようとしております。既に、佐谷区、上須恵区においては組織され、活動されている状況です。各区に

おいては、自主防災組織をどのようにつくっていくのか。組合に入っていない人についてはどうするのか、今後どのような活動をしていくのかなど、不安、悩みは尽きないようです。

近隣町の宇美町、志免町などでは、消防署のOBなどを活用した防災指導員の採用などが行われております。総務課内に防災・防犯に特化した危機管理対策室などの新設や防災指導員の採用についてのお考えはありますか。

先日、大分県の日出町に防災士の研修に行ってきました。防災士とは、高い防災意識と知識、技能を習得していることを、日本防災士協会が認証した人です。地域の防災向上を目指し、自主防災組織などのリーダー的存在として、防災意識の啓発や防災訓練等のさまざまな場で活躍しています。

日出町には、防災士が170名を超えており、非常時のみならず平常時も活動されています。須恵町には、現在何人の防災士がいますか。防災士同士が勉強会、意見交換、防災訓練などの連携ができるような組織である防災士会は、須恵町にありますか。なければ、防災士会の立ち上げについてどのようにお考えでしょうか。

防災士の資格を取得するには、日本防災士機構が認証した研修機関に申し込み、そこで防災士教本の学習と12項目以上の防災士養成講習を受講した後に、履修取得証明を取得し、防災士取得資格試験を受験します。同時に、消防署等の公的機関が主催する救急救命講習を受講し、修了証を取得します。防災士資格取得試験に合格し、防災士資格認定登録申請をして、やっと防災士として認証されます。

研修会の参加など、日数がかかるのはもちろんですが、金額が約6万1,000円かかります。しかし、防災、災害対応、応急手当等の実績がある方々を対象に特例制度があります。消防吏員、警察官、警部、——警察官は警部補以上とか巡査部長の階級者、また消防士長以上の階級者などありますが、消防団、分団長以上の方々、またそれらを退職した方々を対象に特例制度があります。

申請のみで金額も防災認定証の登録証が5,000円、そして防災士教本が3,000円で、合計8,000円で資格の取得ができます。非常に一般の方々と比べると簡単にといいますか、金額も少なく特例制度がある方たちについては、資格が取れるということです。

各区の自主防災組織のリーダーとして、これから自主防災組織がつくられますので、各区に1名から2名の防災士が必要だと思いますが、特例制度対象者の活用についてをどのように考えていらっしゃいますか。

また、防災士として働いていただける方々に対して、特例制度対象者資格取得費用を補助することについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） タイムリーな質問をしていただいて、本当にありがたいなと思っております。

防災士に関する御質問にお答えする前に、須恵町の防災体制をどう考えているのかということをお説明した上で、お答えするとわかりやすいかなと思いますので、まず初めに、須恵町の防災体制、これ私6月の所信表明の中で一番大きな項目として、須恵町の経営で見たときには、スエノバ事業が必要不可欠だということで、皆さん御理解いただいたと思います。

でも、1番目に申し上げたのは、安全・安心のまちづくりをやるのが、1人の命でもとにかくなくしたくないと。そのための体制づくりを強化していくんだということを申し上げたはずで

す。ですから、この問題については、非常に私自身総務課、あるいは関係各課を通じて常に再三にわたって言っていることです。まず、今現在進めているハード面については、まず本部機能であるこの庁舎の非常用電源、今現在15分しか持ちません。これを要するに3日間電源がとまらないような形でやれということで、今現在動いております。

聞きますと、九電の支社長さんがお見えになって、そのあたりお話ししていたら、先ほど言ったように糟屋地区というのは、都市圏の本当に東側の一番枢要な部分の企業が張りついているところで、周りには申しわけないんですけど、ほとんど2日かかれば電源は復旧すると。そうしないと、福岡都市圏が舞いどまると。

ですから、それは九電としても大使命と考えているということで、まず非常用電源については確保していきたいということでハード面。

それと、防災システムの防災無線ですね、これが今アナログで非常に無線も余りよくないし、あとは防災無線の今皆さんのほうに広報を流している部分、あれについてももっと利便性の高いやつに変えていきたい。これはハード面です。

じゃあ、実際その防災体制についてどう考えているのかと。これは、あくまでも本部はこの行政内にあるんだということです。そう考えたときに、中枢的な情報を収集する機関が総務課であって、総務課はそれをおろしていく組織のトップです。

じゃあ、どこが実働で一番動いていくのか、これは2階にあります事業三課、都市整備課、地域振興課、上下水道課、この3つがほとんどインフラ持っていますので、ここが機能していくと。

ただし、それぞれの課が専門課だからといってばらばらに動くと、本来要するにABCで緊急ランクをつけたときに、Cから先にやってしまうという可能性が出てくるということで、災害が起きた、本部を設置した段階で一番トップは、やはり総務課長ですけども、現場における最高責任者は各課の課長じゃないと。都市整備課の課長なんだと。

上下水道課の課長であろうが、地域振興課の課長であろうが、現場サイドで起きた情報は一元

化して都市整備課長に行って、都市整備課長が全て命令やると。そうすることによって、優先順位、あるいは錯綜がなくなると。そのやったかやらないか、情報を総務課のほうから流れて、それをきちんと配分するのが都市整備課の課長がやっていくと。

要するに、都市整備課の課長がそういったマンパワーについては、全て掌握して適材適所でやっていくと。ですから、若干実際災害現場がいろんなことが起きていく中で、「何でうち来んとや」と言われる場合があるかもしれませんが、まずは水をとめること。

須恵町は丘陵地ですから、水による災害を防ぐことが一番人的な被害を防ぎます。この水が一番わかっているのが都市整備課の課長です。全ての水門のことが、ゲートがわかっています。そして、それを実際現場のほうでわかるのが地域振興課です。上下水道課の課長以下については、ここで起きたときはもう大災害が起きているということです。水道もやられている、下水道もやられている、これはもう激甚災害の段階です。

ですから、通常の災害においては、都市整備課長の命令のもと、確認は要りますけども、それ以外については都市整備課長の命令のもと動いていると。

じゃあ、ほかの役場の職員は何をやるのかと。まず女性職員については炊き出しとか、保健師さんとかいろいろいらっしゃいますから、その方々は避難所のほうの部分でやっていくということです。ほかの職員については、全て災害物資とかいろんな形できちんとつくっております。

今回、7月6日、本当に須恵町においても、私それこそ1次配備のときからいたんですけども、これ昭和48年の災害級のクラスが来るなと思いました。ですから、通常は三役といいますか、町長、副町長というのは第3配備、最終的な配備にならないと行かないんですけども、私自身副町長時代からもう第1次配備のときからずっと泊まっております。今回は非常に危機感を持ってやっております。

その中で、今回、今申し上げた体制を全て流してみました。機能します。あとは、要するに避難所の問題をどうするかということです。この避難所については、やはりメインとしてアザレアホール、それとオイコス、この2つしか機能しません。それ以外はエアコンがないとか、いろんな問題がある。そういったことで、そういったことにも気づかされたということです。

後ほど田ノ上議員のほうからの質問で、エアコンの問題、体育館の問題が出てきますけれども、それはまた後でお答えしますが、そういった形で、まずこの防災士の配置もいいんですけども、まず今須恵町がやろうとしていることは、本来プロとしてやらなければいけない部分をきちんと作り上げているということです。

総務課のほうは消防を持っています。団長以下百二十何名ですか、いらっしゃいます。この方々の機能というのは、極端なことを言うと、情報収集機関である総務課長の命令では、なかなか極端なことを言うと、そういった現場はわからないわけですから、最終的には都市整備課長の

命令のもと、団長以下が活動に入るという体制も今回確認できましたので、一応その流れの中で、この防災士というのが地域にいていただくことが、非常に機能するのかなと思っています。

質問の要旨録もありますので、それにお答えしていきたいと思いますが、現在の防災士は須恵町に15名いらっしゃいます。

各関係課内に防災、防犯に特化した危機管理対策室の新設はという御質問なんですけど、今御説明申し上げたように、須恵町は須恵町の役所全部で防災体制をつくり上げていますので、どこかの課に特化すると、みんながやらなくなるんです、逆に。

ですから、それぞれ、それこそ今現在1つの課を取り上げますと、健康福祉課の小林理事のもとに、女性職員は一丸となって機能して、炊き出しとかいろんなことをやっている。それが今度課をつくってしまうと、1つつくってしまうと、その命令待ちになるんです。

ですから、1つの組織として機能させるためには、須恵町百四十数人ですか、職員の規模が。庁舎内が八十何人いると思いますけど、これを機能させるためには、どこか1つつくるというよりも、今言った体制をつくり上げたほうが機能すると思っていますので、あつたに越したことはないんでしょうけども、本当に災害の現場を私15年いましたのでわかります。いろんな災害を経験しています。どこかにあるとみんな依存するんですよ。

だから、きちんとしたシステムの流れのもとにつくったほうが機能しますので、この点についてはいい御発案だとは思いますが、今回つくっている須恵町のシステムでは、ちょっとそぐわないのかなということですね。

3番目の消防署のOBなどを活用した防災職員の採用はということなんですけども、もう御存じのとおり、須恵町は消防分団員だらけでございまして。そのOBだらけでございまして。彼らというのは、本当に事業課から離れていても、命令を受けたら、「お前行ってこい」と言われたら、やることわかっているんで、機能しておりますので、そのあたりを今回御質問いただいた防災士の免許とか、そういったものを分団長までなされた職員さんにとらせて、庁舎内の防災士としての役割を果たしてもらおうかなと、今回思っております。

それと、防災士同士が勉強会、意見交換会ということなんですけども、これも今村議員も御存じのとおり、来年度中に20行政区において自主防災組織ができ上がります。

ここにまだ予算審議が入っていないから、来年質問してもらおうのがよかったかなと思うんですけども、来年度の当初予算に20行政区に自主防災組織をつくってもらうための活動補助金を、今度計上させていただきます。それを使った上で、いろんなこの訓練とかは、とりあえずそこそこでやってもらう。それももう総務課長のほうがシステム考えておりますので、まずそこでやった上で、できれば私先ほど言っているように、安全・安心、防災が一番なんだと。

この自主防災組織ができ上がった段階で、再来年度ぐらいに一度全町を挙げた20行政区の自

主防災組織も巻き込んだ避難訓練、災害を想定したことをやってみたいなと思っております。

そういったことが研修につながっていくのかなと思っておりますので、これもそういった形で連携組織を、今から地域を巻き込んだことをやっていきたいなと思っております。

特例制度対象者の活用について、要はこれたしかに経験なされた人は8,000円払うと、講習を受けんで防災士になれますよということで、総務課長も申しておりましたし、担当のほうも言っていたんですけど、私これはどうかなと思っております。逆にやらないというんじゃないくて、8,000円払うけども、その人たちに講習に行けと、きちんともう一回、要するにOBといっでも、もう忘れてる部分がほとんどなんですね。

ですから、せっかくその試験を受けなくても、いろんなことを受けなくても、8,000円払えばなれるんですけども、その人たちも講習を受けてくれということを、先日総務課長のほうに「8,000円払うたらならうと」と。いや、つまらなくて。須恵町は防災のまち強化やろうとしているんやから、その人たちもきちんともう一回頭の中をリニューアルしてくださいと、きちんとやってくれという意味で、この制度も活用はさせてもらうけども、研修も受けてくださいという付加つきでしてもらおうかと思っております。

6番目の特例制度対象者の資格費用はということなんですけれども、先ほど言ったように、各自主防災組織に、金額は言いませんけどもお渡ししますので、年間1人ずつぐらいは有為な人たちに、その中から費用を払っていただいて、地域で防災士を育成してもらおうと。

最終的にそれができ上がった数年後に、防災士の組織をつくった上で、それが役場がどんなことをやっているんだということを勉強してもらおうと。どういった組織において災害が、防災が機能するんだということを勉強会、それができ上がった段階で、御指摘の部分をやりたいと思っております。

もう今回御質問いただいた内容については、ぜひやりたいと思っておりますことばかりなんですけれども、じゃあ今すぐかという、今準備中でございますので、二、三年猶予をいただければと思っております。本当に今回いい質問をありがとうございました。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今取り組みについて聞かせていただきまして、須恵町においては命令系統が本当にしっかりしているということを感じました。すばらしい考えだなと思ひまして、チーム・オール須恵の職員でやっていくということで、皆さんにその災害についてかかわってただけということ、実際やっていただいているということもありますし、頑張っでこれからもお願いをしたいと思っております。

それから、町長も申しましたように、消防団については都市整備課課長が中心になって命令系

続があるんですけども、OBについては、そういう系統がないということで、私もできればその防災士を取っていただいて、そういう会の中で動いていただくのが一番いいことかなというふうに思っておるところでございます。

その中で、防災士が15名いらっしゃるということでございました。この15名の方たちが、やはり常に連携ができるような形があればなと思います。町長も言われましたように、8,000円払えばなれるけれども、ノウハウがもう薄れてきているのじゃなからうかということで、講習を受けていただいてということでございましたが、日出町のほうに研修に行かせていただいて、一番すばらしいなと感じたのは、170名防災士がいるのはもちろんでございますが、防災士会の中で連携が非常にうまくいっていると。

15名いても、じゃあどこにどういう防災士がいるのかということで、その人一人一人の活動に頼るということになってしまいますが、これが連携することによって、今までも忘れていたそういう防災の知識も、お互いにその防災士教本を学びながら、もう一遍知識の確認をする。また、地域にどうやって意識を深めていこうか、防災意識を、そういう話し合いをする。

また、再来年にやりたいと言っていた避難訓練ですね。全区巻き込んで、20区巻き込んでやりたいと言っていた、そういうものも防災士会の中で立案し、実行していく。

それから、災害時の初期対応、それから救急講習ですね、そういうこと等も防災士会の中で日出町はやられていました。それが何かすばらしい連携だなと思うところがあって、せっかく防災士を育てたならば、連携ができるような組織があれば、もっともっと1の力が3になり、12になり、すばらしい須恵町の連携、防災意識の高揚、そういうことに対応につながっていくんじやなからうかということで、ぜひこれはすぐでなくても構わないので、つくっていただいて、活用できるような形にしていきたいというのが1点ございます。それをどのようにお考えかということですね。

それから、特例の方についてなんですけれども、私福岡県が自主防災組織が抱える諸問題ということで、福岡県の中にはもう自主防災組織ができて、活用されているところがあるんですけども、その中でやはり諸問題を抱えている中で、組織はつくったけれども、活動方法がわからないというのが一番問題になっていたんですね。

それから、人的資源の問題で、役員の高齢化、各区のですね。それと任期が変わるということがどうしてもあるので、役員がかわると、今までの取り組みをわかる人がいなくなる、また未加入者の問題、区や校区の行事に参加する人も減って、未加入者をじゃあどう巻き込むか、加入されている方にとっては、未加入者というのが非常に何かどうしてみたいな、ちょっと避けるようなところもあるので、今度自主防災組織がつけられている中でも、未加入者を除くと書いているような区もあるようでございますので、その辺の問題、本当はそこをクリアして、全体でやって

いかなければならないんですけれども。

それと、住民の理解、関心がまだまだ不足している、自主防災組織に対して。それと、活動がマンネリ化になってしまう。それと、資金不足、資機材不足もありますが、そういうような問題が出ていた中で、防災士を活用することによって、設立しても活動方法がわからないというところを、防災士主導のもとである程度区が活動できるような組織になっていくということもあると思うんですね。

特に、今づくり始めたばかりなので、防災士の指導といえますか、一緒につくり上げる面が必要なのかなと思っております。

それと、各区の中で役員さんたちが交代する、高齢化していく中でも、防災士がある程度の流れをつかんでいると、次の方たちへのバトンタッチ、そういうものもスムーズにいて、また皆さんとやっていけるのかということもありまして、できれば早い段階で、各区に補助金もおりてくるようでございますが、1名ずつぐらいの防災士を町のほうからお願いをして、8,000円の補助でそれをお願いできればと思って質問をしているわけでございますが、そういうリーダー的な方を各区に張りつけていただきたいなと思います。

それと、未加入者に対する問題も、防災士の方がある程度対応していただくということもできると思うので、その辺も含めて何とか早い時期に、町のほうからその8,000円を出して、各区に1名ずつ張りつけて、今でき上がりつつある自主防災組織を、何とか引っ張っていただく。

「簡単によそのものを見て組織をつくることは簡単だけど、それをいざ実行に移すことは難しい」と各区の方たちが言われています。そういうリーダー的な役割になれるんじゃないかと期待して、それができないかということをもう一点お尋ねしたい。

それから、大野城市とかは、職員に取らせているんですけれども、職員は非常時には災害対応に追われるので、ちょっと厳しいと思うんですね。

それと、現役の消防団も火災とか災害の対応に追われるので、ここもちょっと難しいと思うので、ぜひOBを活用した自主防災組織の中で動ける防災士を、何とか1名早目につくっていただくことはできないかということを質問いたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） まず初めに、災害訓練については、防災士主導型でやるつもりはありません。あくまでも命にかかわりますので、あくまでも責任を持った体制でないと、これはやってはだめだと。

学んだ知識だけで動いても、それが正しいとは限りませんし、全体を見据えた上でじゃないと、これ非常に危険が伴いますので、あくまでも防災士の活用というのは考えていますし、大きな力

になるけれども、あくまでも補助的な役割であって、災害が起きたときにこの方々は機能してもらおうのは、その活動の中で機能してもらうんであって、あくまでも災害訓練、あるいは災害が起きたときは、本部が機能するんだということで捉えていただきたいと思います。

組織は、この防災士の会というか、これは体制が整い次第、これは当然近々のうちというか、2年ぐらいかかるでしょうね。これは必ずつくっていききたいなと思っております。

区の組織のあり方については、先ほど言ったように来年ぐらいから、来年度いっぱい区の自主防災組織ができ上がっていきますので、総務課長がしっかりビジョンを持っておりますし、そのあたりについて先ほど質問なされた部分についても、別途区が防災組織ではなくて、区の中に防災組織をつくっていく。上須恵はそういうやり方をしております。

だから、区長が防災組織には入っていらっしゃいますけども、防災組織の会長さんというのは別です。別立ての組織です。ですから、区が抜けたからそっくりリニューアルするんじゃなくて、きちんとそれが引き継がれていくシステムになっております。

ですから、そういった要するにプロトタイプというのが佐谷と上須恵にありますので、ほかの18行政区については、それを参考にしてもらいながらつくっていくことによって、高齢化とか役員がかわることには対応できていくのかなと思っております。

それと防災士、それとあと何だったですか。

○議員（14番 今村 桂子） リーダー的な方たちを前もってつけれないか。

○議長（三角 良人） 経験者をね、町が金出してさせれという。

○町長（平松 秀一） いや、だから先ほど説明したとおり、だから来年度各行政区に自主防災組織をつくっていただきますので、その中で選んでもらって、その中にもう補助金入っていますので、それでやったらどうかということで、済いません、説明の仕方が悪かった。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 最後の質問になります。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今ちょっと私のほうは、日出町のことで防災士会の取り組みということで、避難訓練等も行っているということでございましたが、うちの町はうちの町なりに、その防災士の活用方法はそれぞれできると思うんですね。

町が主導であっても、各区と各区をつなぐ連携の立場をとってもらおうとか、いろんな形で防災士会ができれば、活動の幅も広がっていくことだろうと、町長のほうもつくられるということで、ちょっと時間はかかるかもしれないということですが、せっかく防災士をつくるなら、連携して須恵町の中で効果的に動いていただくような組織、防災士会をぜひ早目をお願いをしたいと思っております。

それから、区の中で防災組織というのが、区長の行政とは別に別立ての組織としてつくるとい

うことでしたが、なかなかそれが全区には行き渡っていないのか、区長さんだけがちょっと頭の中にあって、つくられる方たちがまだ理解が乏しいのかわかりませんが、なかなかそうになっていない組織もあるということで、私が知っているところによると、未加入者を除くとか書いているところとか、さまざまあるんですね、やっぱり。

だから、やっぱり理解がちょっと不足しているのかなということで、防災士を早目に1名でも町のほうからつくっていただいて、そこに配置していただければ、それを誘導っちゅうたらおかしいですけど、リーダー的立場で進めていただけるのかなと思って、それを1回ちょっとお話をしたわけですが、町長もいろいろお考えがあるようでございますので、来年度からちょっと補助金が出るということでございますので、それを活用して、防災士を育てるには8,000円かかる特例もあるよというようなことの情報も、区のほうにお知らせを願えればと思っております。

さまざまなこれから自主防災組織をつくる上で、さまざまな活動があると思いますが、それをリーダー的な役割として、ぜひ防災士の活用ということを考えていただいて、防災士会の立ち上げをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

-----  
○議長（三角 良人）　ここでお諮りいたします。

　　暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

　　〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人）　御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時25分といたします。

　　休憩に入ります。

　　午前10時15分休憩

-----  
　　午前10時25分再開

○議長（三角 良人）　休憩前に引き続き、会議を開きます。1番、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求）　おはようございます。日本共産党の児玉求です。一般質問をします。

　　1、国保税の子どもの均等割の廃止と、2、町長は地域経済に大打撃を与える消費税10%を増税に反対すべきですの2問です。

　　まず、国保税の均等割廃止から質問します。国保の危機に対して、全国知事会など地方団体は被保険者の負担が限界に近づいているとして、平成26年に国保税を協会健保の保険税並みにするよう、国に公費1兆円を投ずるよう求めました。

全国知事会や日本共産党の追及で、平成30年度より3,400億円の公費支援が決定いたしました。本町の現状は、平成30年1月末で国保世帯3,700世帯、その75%、2,766世帯が軽減所得200万円以下です。国保税滞納世帯も500世帯前後あります。短期被保険者は400名前後であります。年金生活の方や、非正規の方が多く、平成29年度国保決算書では、平成13年から29年度までの国保税未納額は2億8,000万円以上です。毎年3,600万円以上の未納額がふえ続けております。

執行部資料で、30年4月1日現在、0歳児から18歳の子どもの国保加入者は824人です。29年度均等割額の総額は、法定軽減後1,712万3,000円です。30年度の公費予算は、保険者支援分5,598万6,000円、特別調整交付金1,574万8,000円であります。保険者努力支援分は2,078万4,000円、保険税軽減分は1億556万7,000円であります。

31年の予算で、均等割総額に繰り入れる子どもの均等割を廃止することはできないでしょうか。

また、糟屋地区市町長会協議会で提案される意思はありますか。子どもの均等割の廃止の必要性は考えておられるか。

また、国保税を協会健保並みにするための政策はありますか。

もう一問のほうでございます。安倍政権は、2019年10月より消費税を10%に増税しようとしております。消費税を10%に引き上げる際、飲食料品や新聞の税率は8%に据え置き、複数税率適用になります。

4年間の予行期間を経て、2023年10月から適格請求書等保存方式インボイスが導入されます。課税売り上げ高1,000万円以下の全国で500万、福岡県で17万の事業者は、消費税の申告義務がありません。いわば不申告認可事業者であります。これらの事業者は、仕入れに含まれる消費税を支払っているのに、免税事業者という汚名を着せられております。

不申告認可事業者は、適格請求書インボイスを発行できません。買い手の事業者は、売り手から適格請求書インボイスをもらわなければ税額控除ができませんから、不申告認可事業者は取り引きを絶たれます。不申告認可事業者は、取り引きを続けるためには売り上げが600万円でもインボイスの税務署が出す番号が必要になるので、課税業者になるか廃業するかを選択をさせられます。課税業者になろうとしても、複雑な適格請求書インボイスを発行するためのシステムや、維持費を負担する余力はありません。

1、課税予定登録業者、本町の廃業予定者の数は把握されていますか。また、消費税10%増税についての見解をお聞きします。また、軽減税率の線引きはできるのか。業界からの要望を反映した軽減税率は特定企業への優遇だとの批判の声が上がっているが、国の施策だが、地方自治

体の住民、中小零細企業を守る防波堤になるのか。町役場の使命と思いますがの2点であります。

まず、均等割についてですが、31年度の予算で均等割総額に繰り入れる子ども均等割を廃止にすることはありませんか。

○議長（三角 良人） 児玉君、また元に戻りよる。

○議員（1番 児玉 求） いえ、今だからそれ。

○議長（三角 良人） またそげなことを言う。

○議員（1番 児玉 求） お聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 毎回、児玉議員のほうから国政にかかわるような、国保とかそういったことに対して町長どう思うかという質問を受けて、非常に答えられない部分が非常に多いです。今回の両方の質問に通してもそうなんですけども、まず1問目の国保税の子ども均等割の廃止を要望しますというような、これ1点だけ見ると、非常にすばらしいことおっしゃっているように聞こえます。でも、一つの国の法律が全て完璧なことはない。それを補うために、各関係省庁が話した上で、いろんな法律あるいはいろんな法案、条例化して、そして各県におろされて、その各県が条例化なり制度をつくって、それが末端の地方自治体におりてきて、我々はそれを規則であったりとか要項であったりとか、そして条例化しなければならないとなっている分については、国県の指導のほうでやっていくという流れです。この国のやり方は。

まして、この国民健康保険税の子どもの均等割のことをおっしゃっている。先ほど言ったように、これだけ捉えたら非常におっしゃっていること格好いいと聞こえます。でも、子どもに関することを捉えたりとか、生活困窮者に関しては、別の法律で補完しているわけです。この医療制度においても、国民健康保険において、本当に低所得、生活困窮で困っていらっしゃる方、この方々に対しては別の制度で、皆さんがおっしゃる生活保護、これ生活扶助といいます。全てを含めて生活保護じゃないんです。生活扶助、医療扶助、就学扶助あります。その他、要するに今度は福祉系で言うと、子ども医療、母子医療、障害者医療、別の部分で子どもに関しては補完しているわけです。

この国民健康保険の加入者は、いみじくも議員おっしゃったように3,700世帯の中の824人に対して、その部分に対してさらに特別扱いして均等割、ただにしてあげるとおっしゃっているんです。それ要するに、公平、公正、公明にとり行う、要するに行政がお預かりしたいろいろな財源を分配する中で、それが果たして正しいのかと、ではほかの部分について、きちんと法が補完されていないなら、それはおっしゃっていることが正しいと思います。でも、この国民健康保険制度というのは、国民皆保険制度の中で、持っていらっしゃる方々を補完するためにつくられたのが国民健康保険税、保険制度です。これも国がつくった、それを県が条例化し

た、末端の自治体でそれをやんなさいよという流れの中です。

言ったように、お子様方については、それ以外にもいろんな制度で賄っております。あえてじゃあここで、国民健康保険の加入者だけのお子さんだけの保険料を下げることが、果たして全町民、全県民、全国民にとって正しいことでしょうか。これは私が答えるべきことじゃない。国が判断することです。同じ政治に携わる人間として、その根本は理解してもらって質問をしていただきたい。そうしないと答えようがない。

1問目についてお答えしますけども、糟屋地区の市町長協議会で提案なさる意思はありますか、ということは、先ほどの意見を総称した上で、全国知事会が国に上げて、毎回上げていますよ、これが通って、国が法制化するんであれば、県におりてきます。県は当然、それを条例化していきます。できますよということで。できるとなったときに、初めて地方自治体というのは判断できるということじゃないでしょうか。今先陣を切って、須恵町がこの均等割を避ける大きな理由というのは、今の段階では見当たらない、私思っています。なぜか、それはもう1回言いますけども、いろんな制度で補完してお子様方の制度はつくっています。全町域でそれが行きわたるようにつくっています。それを活躍なさる方々に皆さんの中に民生委員さんもいらっしゃれば、いろんな方々がいらっしゃいます。そういった方々で、お子さんを大事に育てようと須恵町もしています。その上で、国民健康保険の加入者の0歳から18歳までの824人の方々だけを、さらにやるというのはいかがなものかと。これが国の法制でおりにくるんであれば検討はします。そういうことです。

ですから1問目の市町長協議会に提案するか、私のほうからいたしません。均等割、これ現時点で私が判断できることではありません。健保並みにする政策ありますか、みんなで今健康福祉課のほうで、健康増進対策事業やっていますよね。保健事業で、要するに検診受けてくださいよといろんなことやっていますね。この充実をやる以外にない、保険料下げのためには、ということだと思います。

ですから1問目については、おっしゃっていることは、いかにも正しいようですけども、町政全体を預かる私としては、この部分だけを特別扱いはできない状況にあるということを御理解ください。

そして、2問目の地域経済に与える消費税10%の増税反対すべきです。これ、いい、悪いは別にして、本当に使われるかどうかは別にして、社会保障に使うんだって言っているんです、いいですか。8%から10%、2%、社会保障に使うんだと。全く1問目と反対しているじゃないですか、言っていることが。じゃあその財源どうするんですか。議員は議員になられたときに、私副町長して覚えています。町には20億円の使っている予算があるから、どんどんそういったことに使うと。あれは緊急用のためにとっている、一生懸命、爪に火ともすような知恵を出しな

がら、それに手をつけなくなっているんです。国も恐らく、同じ考えじゃないですか。

それ考えると、今回、片っ端だけの質問やったらいいんですけど、全く相矛盾する話を同時になさっているんですよ、これ。社会保障費どうするんですか。私反問権ないけども、じゃあそれに対する政策、児玉議員の意見聞きたいです。お金どこから持ってくるんですか、誰がかせぐんですか。同じ政治家として考えるときに、お金はかかるんです、どんな場合でも。人のお金を使ってやっているんじゃないんです。皆さんの浄財、税金からやっているんです。そのことを肝に銘じた上で、全ての政策について一般質問なさるべきだと私は思います。

それについて、今回の消費税に関する5問出ていますね。それに対してお答えしますけども、1問目の課税登録業者、廃業予定者の数、把握、これ国税ですから、言っている意味わかりません。それでも議員が質問なさったことですから、税務署のほうに相談して聞きました。現状では報告受けていませんということです。

消費税10%増税についての見解、私でわかるわけないです、これ。冗談抜きで。これ国が決めることです。そして、児玉議員が求められる理想というのは、恐らく欧州のほうにあります。全ての医療費、大学まで無料だと。全て公共交通機関はただだと。これ理想郷です。消費税三十何%ですよ。それを国民が是としているんです。おっしゃるように、こういった医療費とかいろんなものただにしたい、理想です。だったら国民が負担すべきでしょ。どっから金が出るんですか。

ですから、10%増税に対する見解、これは国が決めることであって、私が決めることでも何でもない。私は、国民みんながこれが必要だと思う場合は、みんなが出し合うべきです。それが税金だと思います。今国にそのお金がないのであれば、皆さんともっともっと話し合っって、消費税というのは上げなければならないのであれば、上げなければ皆さんが幸せにならないんだろうという判断で、これは8%から10%になっていると思いますので、私は自分でこれはいいの悪いの判断できません。でも国は、それを目指しているんでしょから、私はその見解に答える材料を持っていないと捉えていただきたい。

軽減税率に対する対象品目、これ先ほど議員がおっしゃるように、飲食料用品と新聞が対象と聞いております。業界からの要望を反映した軽減税率は特定企業への優遇だと判断の声が上がっているかと、これ私じゃ判断わかりません。冗談抜けて。全くわからないということです。

5番目の国の施策だが、地方自治体の住人、中小零細企業を守る防波堤になるのが、町役場の使命だと思うが、国が決めた後にあらがうのが役場の使命ですか。私違うと思います。孔子が、この方政治のプロです。この方が政治をする上で言ってらっしゃる言葉が、その位にあらざる者はその位を語らず、本当の事情がわからない場合については批判すべきじゃないと。最終的にその施策を見て糾弾すべきだということです。そういった観点からいくと、国がすべきことは国が

やる。県がやるべきことは県がやる。地方自治体がやらなければならないことを我々がやっていく、そのことが肝要だと思います。

御指摘の観点から言うと、ちょっと違うかもしれませんが、須恵町は第2問目ですか猪谷議員のときに、本日商工会の婦人部の方がお見えになっているから、この町が目指す企業支援のあり方説明したと思います。やっているじゃないですか。私はそうだと思います。

我々地方自治体を預かる人間として、できる範囲と、国がやれる範囲と県がやれる範囲と全く違います。国がやっている法律についてここで言われて、あなたはどう思うかって、言われたってもう決まったこと私が何て言えますか。そういうことでしょ。じゃあそれが悪法であれば、それぞれの政党の方々が地方議会の議員さんが県議会に言って、県議会から国政に上がっていらっしゃる議員さんたちがいらっしゃるでしょうから、そういった法制の場で討論していただくのが私はルールだと思います。

ですから、今回のこの2問に対して、私の考え、今まで、6月から、これどう思うかと聞かれたことに対する私の答えを、根本的な答えを言ったつもりです。ですから、国が法令がやった分について、我々がお答えできる立場にないということです。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉君、立って。

○議員（1番 児玉 求） 町長、均等割の件で、3番目、国保税を協会健保並みをするための政策はありますかと、そこちょっと。

○議長（三角 良人） 何を言っているの、あんた。

○町長（平松 秀一） 健康増進対策で、医療費……。

○議長（三角 良人） ちょっと、町長、私。

○町長（平松 秀一） それについては説明申し上げたと思います。協会健保と同額にするために医療費下げないと話にならないということで、健康増進策をやっていく。現在もやっているというのを説明申し上げたと思います。

○議長（三角 良人） 児玉君、最後の質問になります。

○議員（1番 児玉 求） 違います、2問目です。

○議長（三角 良人） 違う、またわからんこと言いました。3回しかされんていつも言っているでしょ、あなた4年目ですよ、議会議員になってから。（「今度で3回目ですよ」の声あり）3回目でしょうが。

○議員（1番 児玉 求） 違いますよ。（「1回目、2回目、今3回目」の声あり）

○議長（三角 良人） ちょっとまた町長これ。

○議員（1番 児玉 求） いいえ、違います。

○議長（三角 良人） 違うじゃないって。ルールですから。最後の質問になります。

○議員（1番 児玉 求） まず、この子どもの均等割の廃止は、これはなぜ問うかと言いますと、先ほども言いましたが、国保の平成13年度から未納額が2億8,000万円以上あると、不納欠損を含めれば5億円以上あると、その一環としてでもお話ししました。

それと、国保税の均等割は、これは全国の自治体でも実施しております。例を申し上げますと、埼玉県富士見市では、18歳未満、第3子以降の均等割の全額減免をしております。これは、2017年の12月、条例を改正して203人分、730万円の減免をしております。また、北海道旭川市、福島県南相馬市、仙台市、横浜市、東京都清瀬市など、住民と日本共産党の頑張りで実現をしております。

私は、子どもの教育に力を注いでいる本町としても、国保税の均等割がなくなれば、その分親御さんは教育に回せ、また生活にゆとりが出てくるのではないかというふうに思っています。

そして、これは九州じゃないわけですが、国保税の子どもの均等割を廃止することによって子育ての強い支援になり、子どもの均等割を減免する自治体は、広がっております。これは、議会で条例をつくってやっております。そして……。

○議長（三角 良人） 児玉君、質問は何でしょうか。質問は。

○議員（1番 児玉 求） 今から言いますよ。

それと、もう一つ、国保税を協会健保並みにするための政策はありませんかと、健康増進というふうにお話されましたが、これは根本的に国保税が協会健保の2倍ほど高いんです。この例をしますと、4人家族、給与年収が400万円、30歳代の専業主婦、子ども2人では、国保の場合東京23区では41万7,700円、福岡市では40万6,000円、協会健保では東京都は20万2,000円、福岡県で20万7,800円、半分ぐらいになっているわけです。これは、この国保がなぜこれだけ高いちゅうのは、国保がスタートした昭和35年代、そのときの国の国庫負担の保険給付に係る補助が、当時は60%あったんです。それが、昭和59年、1980年では50%になって、平成29年度では約37%に減ってしまして、国庫負担が40%も減少しているんです。根本問題は、国庫負担をせんことには国保は根本は解決せんということでありま

す。

それと同時に、加入世帯の貧困化、高齢化で保険税の減収がありますから、現在、非正規労働者と年金生活者が、国保制度の80%を占めておりますので高いです。

そして、この先ほど言いました全国知事会が、これ言っているわけです。1兆円国が補助しなさいと、そうすれば均等割と平等割で全国で保険税が1兆円。それで、国の補助が1兆円出れば、協会健保並みに下がるということを言っておるわけです。

それと、財源はどこから持ってくるのかと町長おっしゃいましたね。財源はあるんです。

（「どこにあるんです」の声あり）税金の使い方が違うんでありまして、安倍政権のもとで巨額の利益を上げてきた大企業富裕層に応分の負担を求めると。例えば、今アベノミクスで株式を持っている方の利益が非常に出ておるわけですが、その株式配当の総合課税や高額株式譲渡所得を欧米並みに30%に引き上げれば、また富裕層も証券課税の強化でも1兆2,400万円の財源がつかます。

だから、私が申し上げたいのは、全国知事会に歩調を合わせて、全国市町村長会でも国庫負担の増額を意見書として提出するべきじゃないかなと。

国が言うこと、確かにやるということもありますが、地方自治として、町の住民の暮らしを守るといえるのは、それは大切な役目でございます。

○議長（三角 良人） 質問は何でしょうか。児玉君、質問は。今までの話全部、町長答えましたよ。

○議員（1番 児玉 求） だから、町長答えられたけど本当のこと。

○議長（三角 良人） 何。

○議員（1番 児玉 求） 協会資金がないとさっきおっしゃったでしょ。財源はどこにあるか、財源はあるということと。

○議長（三角 良人） 国会じゃないですからね、ここは。須恵町議会ですよ。

○議員（1番 児玉 求） あのですね、いいですか。

○議長（三角 良人） あの、また。

○議員（1番 児玉 求） 消費税を町ももらっていると。そして現在、今……。

○議長（三角 良人） 児玉議員、質問をしてください。町長の答弁に対する質問は何でしょうか。

○議員（1番 児玉 求） その消費税10%についての見解が言えないとおっしゃるから私はお話したんです。

○議長（三角 良人） お話じゃなくて質問ですよ。

○議員（1番 児玉 求） だから、消費税10%の増税についての見解を求めますという話をしましたら、国政のことであるから答える立場にないというふうなことをおっしゃったんで、私がお話をしているんです。

○議長（三角 良人） だから話はいいいから。

○議員（1番 児玉 求） 質問をしとるんです。

○議長（三角 良人） 何の質問。質問今何かありました、今。

○議員（1番 児玉 求） ですから。

○議長（三角 良人） 長い話の中で。

○議員（1番 児玉 求） 長い話じゃないですよ。これ、先ほどお話ししました消費税が10%

になるとどうということになるかということなんですけど。

○議長（三角 良人） だからあなたの最初の質問の用紙を見らんで、町長が答弁したことに対してきちんと質問してくださいと言っています。

○議員（1番 児玉 求） 財源のことおっしゃっておられて、そして。

○議長（三角 良人） 質問がわからんの。児玉君、あなたの質問内容を見るんじゃなくて、町長の答弁に対してきちんと質問をしてくださいって言っています。そこ見らんでいいよ。その話は聞いたんだから。そこ見まわしても出てこんやろ、質問が。

○議員（1番 児玉 求） 福祉に使っているというふうなお話が、社会保障で使っているというふうにおっしゃいましたが、そうではありません。

○議長（三角 良人） そうじゃありませんて。

○議員（1番 児玉 求） 1989年から2017年まで、消費税収は累計349兆円に上りましたが、その281兆円が法人税の減税にほぼ消えております。消費税の8割は法人税減税、大企業の、減収の穴埋めに使われて税源として役立っておりません。

○議長（三角 良人） ちょっともうとにかく。

○議員（1番 児玉 求） あの。

○議長（三角 良人） だから、児玉君何度もいいますが、質問をしてください、きちんと。（発言する声あり）あなたのその、（発言する声あり）何かあります。ちょこっとだけ。（「今の件で答えて」の声あり）今の件、町長が答弁するそうでございますから、お座りください。

○町長（平松 秀一） 私が言った財源というのはあります。私組合健保の財源言ったんじゃないで、全体的な運営に係る意味での財源でいったんです。この組合健保、質問の要旨にも、国保税を協会健保並みにするための施策はありますかという質問ですから。これに対して私財源のこと何も言っていない。下げるためには、今現在の制度の国民健康保険税を下げるためには、健康増進施策で下げる以外に、今のところないですよというお答えをしたという、以上です。

それともう1点の、10%の消費税について12%、それ前の話でしょ。今回は12%は10%、2%上がるという今回の話じゃないですか。だから、その前のことに対して私、そのとき何百兆あろうが何しようが、わからない。これ、わからないと言ったのは、今から上がっていくんです。わかります、消費税。今から上がるから反対せれて言よんしゃあとでしようが。その2%は、私の知る限り、社会保障に使うんだと言われているから見てみないとわからないということです。その上で、質問要旨の5項目に対して全てお答えしたということです。

だから今、児玉議員が質問なされた、質問というか、るる話された中に、私が答えたことに対する質問は一つも含まれておりません。ただ、恐らくこういうことだろうなと思って答えているということです。いいですか。

再度言いますけども、国民健康保険税の中の均等割については、トータル的に見たときに、須恵町の財政規模とかいろいろな意味で言うと、この部分だけ特化してできませんよと、ほかの部分でもいっぱいお金使っているわけです。それが国の制度とか県の制度で流れてきたときには、それは考えざるを得んけども、今の段階ではできませんということでお答えしたと。

これ消費税については、御党の活動方針でしょうから、それに対してどうなんだと言われたんでしょうけども、これ私で判断つきませんということで、ただ5つ質問なさっていた、それについては、もう議事録のほうに入っていると思います。それについてしっかり答弁したということです。

以上です。

○議長（三角 良人） これにて児玉君の一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 6番、田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。6番、田ノ上です。

何とも微妙な空気で、毎回この順番はやりにくいんですが、今回、平成30年の一般質問のトリということで、有終の美を飾れたらうれしいものです。通告に従いまして質問いたします。

今回は、学校体育館にエアコンはと、移動式オービスの活用をとの2問でございます。

1問目です。本年災害級と言われる酷暑から、全小中学校にエアコン設置の補助を決定する政府の判断がありました。本町もときを逃さずにアクションを起こし、早くも施工予算を計上する段階に入りました。執行部、特に現場の皆様は大変だっただろうと拝察いたします。御苦労さまでございます。私もそうですが、エアコン導入を主張してきた議員諸兄も多くおられます。議会としても、慎重審議の上、前に進めていく施策でございます。

ここで表題のように、学校の体育館にもエアコンの設置を申し上げると、さすがに気が早いとか、あきれてしまう向きもあろうかと思えます。しかしながら、学校の体育館は、災害時の避難所でもあります。

去る7月6日の豪雨の際は、本町でも避難指示を出しています。幸い多くの被災者、避難者が出るような事態にはなりませんでしたが、昨今の気象災害は異常が通常のような状態です。観測史上初とか、最大などと言いながら、毎年記録更新している感さえあり、頭に恒例のという一句をつけたほうがよいのではないかとさえ思います。その上で、ことしの夏のような酷暑が今後も続いていくと予想されています。

夏場にエアコンのない室内環境は、大変過酷です。その意味で、教育の場として、また地域行事の場として、そして災害避難の場として学校体育館へのエアコン設置自体は必須といえる時期にきていると思うものでございます。ただし、財政上のバランスを見なければ、必要といえども

手当できないことはよくわかります。

今臨時国会の参院予算委員会においての一場面を紹介します。

体育館へのエアコン設置では、総務省所管の緊急防災・減災事業債が活用できるのではないかと質疑がありました。これは、学校への補助は、通常、学校施設環境改善交付金、今回に関しては、冷房設備対応臨時特例交付金と文科省が所管の予算措置です。しかしながら、学校体育館の避難所の側面に光を当ててみると、総務省の補助金が活用できるのではないかという質疑であったわけです。これに、柴山文科大臣は、避難所の指定を受けている小中学校の体育館において、避難者の生活環境の改善のため空調設備を整備することは、本事業債つまり緊急防災・減災事業債で活用いただけることになっておりますと明快な答弁をしておられます。

この発言の直後には、普通交付税の交付団体における実質的な負担は、元利償還金の30%となっておりまして、平成29年度におきまして本事業債を活用して、小中学校の体育館に空調設備を整備した市町村数は5団体、緊急防災・減災事業債については、平成32年度まで継続することといたしておりまして、30年度では地方債計画において、5,000億円計上いたしております。今後、自治体が積極的に取り組んでいただけるようにさまざまな機会を通じて周知を図ってまいりたいと思っておりますとの答弁でした。

実質負担3割、7割が国庫負担です。この答弁だけで判断すると、何だかイケそうな気がするのですが、そう甘くはないのかもしれない。また、アザレアホール、オイコス等ではエアコンは既設であり、地域の公民館でも同様に既にエアコンが入っております。そう考えると、緊急性において若干欠けるものがあることも想像できます。要は、ただいま申し上げた論点において、総合的に判断するとどのような施策になるかというものです。私としては、可能な限り早い時期に実現させたいと思うものでございます。

また、これは通告外の事項になりますが、エアコンの膨大な電力消費に対する受益者負担も一考の余地があるかと思えます。これは、災害避難時ではなく、平時における授業や地域行事に係る部分での話になります。

町長の御見解をお伺いします。

1、小中学校体育館へのエアコン設置の今後の見通しはいかがでしょうか。2、本事業に緊急防災・減災事業債の活用は考えられるでしょうか、また、ほかに引き出せる可能性のある補助金は考えられるでしょうか。3、重複しますが、ただいま引用した大臣の答弁では、積極的に周知という発言でしたが、須恵町のほうからのアクションは考えておられるでしょうか。

以上でございます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

2問目です。移動式オービスの活用をとして質問します。

自動車の交通マナーが話題になっています。最近も死亡事故を起こす原因となったあおり運転

の裁判が注目されており、報道量の多さ、傍聴を求める市民の行列の多さに関心の深さが見てとれます。

今回の質問は、自動車の運転マナーについてのものですが、近年に始まったものでもなく、ただいま注目の話題でもございません。しかしながら、以前より町内の通学路や生活道路をすごいスピードで走り抜ける車両がしばしば見られ、大変危険です。今回の質問の中では、このような自動車を暴走車両と呼ばさせていただきます。もちろん、スピード違反です。危険もさることながら、音と振動にも驚かされます。誰もが何とかならないのかと頭を悩ませる問題と言えます。

この問題は、暴走車両に特定したものではありませんが、以前にも猪谷議員が通学路の安全対策として似た性格の質問をされています。このときは、ゾーン30の規制区域を設置するということで、既に実施がなされています。しかしながら、暴走車両は、ゾーン30の区域外で幹線道路の抜け道、裏道に使えるような比較的カーブの少ない道路において発生します。このときの猪谷議員への町長答弁の中で、基本的には運転手のマナーの問題と根本的な部分を指摘されていましたが、私も正しい指摘だと思うものです。

そこで申し上げたいのが、本年度中に福岡県警が移動式オービスを導入するとのこと。これはまさしく、狭い生活道路で比較的交通量の多い時間帯において活躍できる機材です。違反者は罰するという法の執行によって暴走車両のドライバーにマナーの心を呼び起こし、違反を抑止する効果が期待できます。

報道によりますと、移動式オービスは大人の背丈ほどの大きさで、三脚などの上にカメラを搭載し、レーザーで車の速度を自動測定、制限速度を超えるとフラッシュが光り、運転手の顔やナンバーを撮影するというものです。後日、出頭を命じ、交通切符を交付します。道幅が狭く、取り締まりが難しかった場所でも設置でき、可動場所を毎日変えることができるとのこと、導入にあわせて、県警のホームページや報道で周知することから予告看板は必要ない、それについては既に導入している愛知県警が検察庁との協議で承諾を得ていることから、他県でも同様と思われるます。

なお、愛知県では、県警が住民の要望を受け、昨年5月から9回にわたり、この移動式オービスで取り締まりを実施したところ、最大で平均時速が48キロから31キロに落ちたといえます。地域の声にいわく、危険な道路に変わりはないが、ドライバーのマナーはましになったということです。福岡県警は導入に向けて、危険性の高い生活道路の抽出作業をしているとのこと、どういう運用になるかわかりませんが、自治体の要望を受けていただきたいものです。

ここで伺います。1、移動式オービスの活用についてどのような見通しをお持ちでしょうか。1カ所当たり年に数回でも取り締まりができれば、抑止効果が生まれると思います。2、ただいまの話や主に須恵区川内や新原区昭元町付近の住民の方から、暴走車両の危険を訴えた声を

いただいたことで質問に至りました。ほかにも須恵町内で危険の訴えが出ている地域があれば伺いたいと思います。

実施主体は県警になると思いますが、区長さんや関係各位の協力を得て働きかけのほど願うものでございます。

以上、御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 最後の質問ということで、念入りにお答えしたいかなと思いますけども。

体育館のエアコン、これ、もし今回申請した中に特別教室まで補助金が含まれなかったとすれば、恐らくやりましようと言ったと思うんです。現況としますと、今回の予算審査特別委員会の中で担当課長のほうが申しましたように、普通教室だけが補助対応に載ると、あとは要は単費でつけるんだという話だったと思いますけども、今回、国のほうが特別教室まで補助金つけてくれたんです。そうすると、確かに先ほど今村副議長の一般質問に対して、避難所のことを若干、今現在本当に機能するのはアザレアと恐らくオイコスだろうと、あとは地域の公民館です。あとはどこかというやっぱり学校の体育館とかになっていくわけですけども、今回7月6日の集中豪雨で露見したのが、体育館は避難所として不適合です。なぜかという、非常に暑さ、寒さに弱いということです。だから、今回の田ノ上議員、本当に現場を見られて大変だと、それが長期化したときに体育館が機能するようにという思いも込められてのエアコンに対する要望というか質問だと思うんですけども、今回、全5校の普通教室以外の特別教室、全部エアコンつくんです。そうすると、授業をしながら特別教室だけ緊急の場合はエアコンのついた部屋で避難所として共生の形で、そんな長くはならないと思いますけども、1カ月とか2カ月とか仮にやった場合も、逆に言うと、小学校によっては給食機能まで持っているんです。そうすると、体育館の中で、要するにだあっとやるよりも、ある程度プライバシーが守れる特別教室を利用したほうがいいのかなあということを考えると、今回、3億8,000万円程度を、要するにいろんな財源やりくりして、町費はそんな使わなかったんですけども、やると。その中で特別教室までやってしまうよということで、近い将来の検討課題ということで体育館のエアコンについては考えていただければなあと思います。

今回、災害の部分について非常に大きな質問というテーマをいただく中で、同じ地震大国のイタリアです。ここ、自主防災組織で2日後に避難所ができ上がるんです。普通のテントじゃなくて、恐らく二重のエアの入ったテントで、プライバシーも守られて、トイレもあってエアコンも入って水道まであって、食事は、この前インタビュー受けてらっしゃったのを見たんですけども、家で食べるよりもおいしいと。ストレスは全然感じないと。近所の友だちとか知らない人と食事ができて楽しいと。まさに災害大国イタリアならではの対応です。これには、やはり国の予

算が伴う、我々も見ていて総務課長と話したんですけど、自費でいいからイタリア1回見に行こうかと。それで費用がかからないのであれば、須恵町システムとして3つのコミュニティに体育館を使うんじゃないかと、運動場にそういった形の設備がばあっと並んで、皆さん、家に帰るよりそこがいいと言われるような避難所つくりたいなとか言っていたんですけども、いろんな選択肢があると思いますけども、今の段階では、特別教室が今言ったような夢のような避難所の代替になってくれるよう、システム化したいなと思っています。

2問目のオービスについては、これ、警察も絡んでくる話でして、非常に移動式のオービス、私見たことがあります、やっているところ。逃げられないですよ、これ、本当に。普段やっていないようなところでやっていて、普段いないようなところでやっていて、追いかけられたら、どっからパトカーが出たんだというぐらい捕まるわけです。確かに非常に有効だということは、粕屋署の署長さんとか安全課、交通対策の課長さんたちとこの話やりました。

実は、この件についてはどの質問にお答えするというんじゃないかと、粕屋署のほうと早急に協議に入って、質問要旨にあります川内とか新原の昭元町とか上須恵のあの通りとかいろんなところがあります。そういったところで、常設じゃなくてたまにやればみんな言葉悪いですけど、議会で言うのがいい言葉か……、みんなビビるやろうと（「そうそう」の声あり）ということで、そういった形でちょっと署長あたりと協議やりたいなと思います。

それと、もう一つ、実は先週の金曜日、市町長協議会がある中で、ある会社の、要するに、今、自動販売機のいろんな福祉団体の使ったら、その分補助が出ますよとか、役場の1階にあるあれ互助会なんですよ、入ってきますよとか、それとか、コカ・コーラのやつは要するにスポーツ振興にその地域で使うよとかいろんなものがあります。同じような形で、どのメーカーでもいいんです、どのメーカーでもいい自動販売機を契約してもらえると、売り上げによりますけども、最低でも1個の防犯カメラを全部費用を持ちますと、そのデータは町に渡しますという話を、それこそ先週聞いたばかりで、これいろんなところ、筑紫野市とかいろんなところで今加速度的に広がっています。今現在そうした補助金といいますかロイヤルティーというか稼いでいらっしゃる自動販売機でも可能だそうです。向こうの売り上げ、利益の中に交渉はやりやすからということで、要するに町有地の中にある自動販売機、個人の分までくれと言ったら怒られますので、町有地の中に個人が設置なさっているとか、そういった団体がなさっている自動販売機に対して、その分防犯カメラくださいというのと、どうもこれ全九州で広がりそうな勢いですので、これについては、総務課長のほうに情報を収集させて、市町長協議会で説明がありましたので、説明を聞かされた上で、そのカメラを昭元町とか川内とか、東干田からあそこの向こうの出口のところに設置するとか、いろんなところの要望で使えたらなと思います。

おもしろい使い方として言われたのが、河川の水位のところと常設でつけていらっしゃる自治

体ももう既に出てきておりますので、このオービスとあわせて、大体、カメラがあつたらみんなスピードを落としますよね。だからそういった意味でも交通安全あるいは防災の面からもこのオービスも含めて検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） 何と申しましょうか、いい答弁でございます。

エアコンの件、私も特別教室も入るということで、これはよくやったなというふうに話を聞いていたのですが、それが体育館とつながるといふふうには思っていませんでした。なるほどと。すごく納得のいく答弁をいただきまして、ただ私も言うた手前、ここまでせつかく調べたんで。

須恵町の地域防災計画です。もう町長よく御存じの部分でございます。皆さんのタブレットでも調べれば出てくるんですけど、第3章の4、指定緊急避難場所、指定避難所の機能の整備というところで、下の枠囲みがあるんです。その枠内に、1、町長は指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、医療、医薬品その他の生活関連物資の配布、中略して、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設整備に努めるとございまして、一応、体育館は指定避難所でございますので、今後とも継続的にこの地域防災計画にある施設整備に努めるという部分を取り組んでいただきたいというふうに思うものでございます。

移動式オービスもそうです、先日の町内行事でいわゆる警察の各位の方との懇談の中で、須恵町は平和でいいですねみたいな話になっているという話も伺っております。そういったところで、そういったところを使うということもないんでしょうけど、ただいまのオービスの導入と、またその自販機関係でカメラをつけられるというのは、またこれ私も知っているようでよくぴんときていない部分でありましたんで、そういったところもあわせて、地域の安全のための施策として取り組んでいただければ幸いです。

申し上げることもないんで、ことし最後の質問はこれで終わらせていただきます。お疲れさまでした。

○議長（三角 良人） これにて、一般質問を終結します。

---

○議長（三角 良人） 10番、合屋伸好君。

○議員（10番 合屋 伸好） 動議。

○議長（三角 良人） 動議が出ました。何の動議か。議案提出、持ってきてよ。

ただいま、合屋伸好君より、日本共産党児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案が提出されました。本動議には、会議規則第15条の規定により、提出者のほか1名以上の賛成者が必要です。

ここでお諮りします。本動議に御賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三角 良人） 所定の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

お諮りします。これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉求議員 退場〕

○議長（三角 良人） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

午前11時32分休憩

-----  
午前11時45分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど日程に追加した議事日程及び動議は、日程第2、発議第3号としてタブレット内に配付しています。

-----  
**日程第2 発議第3号**

○議長（三角 良人） 日程第2、発議第3号日本共産党児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案についてを議題とします。

ただいま除斥されております児玉求君から、地方自治法第117条ただし書きの規定により、会議に出席して発言したいとの申し出があり、お諮りします。この申し出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

児玉求君の入場を許可します。

〔児玉求議員 入場〕

○議長（三角 良人） 提案理由の説明を求めます。10番、合屋伸好君。

○議員（10番 合屋 伸好） それでは、発議第3号日本共産党児玉求議員に対する議員辞職勧

告決議。地方自治法第112条第2項及び須恵町議会会議規則第15条の規定により、動議を提出します。

提案理由の説明をいたします。

平成30年9月14日の第3回定例会最終本会議において、本議会は、児玉求議員に対して辞職勧告決議を議決いたしました。これは、本人に猛省を促すとともに、議会議員一同新たな思いで議会職務に精励しようとの心構えでもありました。

しかしながら、児玉議員は、議決直後も全く反省の弁はなく、逆に辞職勧告されるいわれはないとか、どの議員よりも町民のために頑張ってきたとうそぶき、開き直す姿でありました。さらに、同僚議員がどう言おうと、自分は変わらない旨の決意を表明するに至っては、議会の軽視も甚だしいと言わざるを得ないものであります。

その後、同議員は9月定例会の審議を自身で編集し、チラシにして8,000部を準備し、現在4,000部を町内に頒布し、残りも配るとしています。チラシの作成、頒布、それ自体は、議員の政治活動ですし、自分を売り込む表現であるのも当然であります。しかしながら、内容は明らかに事実と相違し、また他者への誹謗に満ちていることは、議員の政治活動の域を超え、法律に抵触する疑いも大きいと言わざるを得ないものであります。

このチラシは、9月の第3回定例会の議会報告の体裁をとっていますが、ほぼ全ページにわたって虚偽と自分勝手な見解で構成されています。その全てをここで指摘することはできないので、主なものを以下5点にまとめて、記録に残すためにも紹介いたします。

1、児玉議員の言う改憲議論の意見書とは、正しくは国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書でありました。はき違えることのないように、再三の説明にもかかわらず、憲法論議の推進を促す意見書を改憲論議とすりかえています。その上、アメリカとともに戦争とか、日本を再び戦争のできる国にしようと書き、その下に議員の氏名を並べて、あえて町民が誤解するような編集をしています。本意見賛成の議員は、一人として戦争を望んではいません。このような書き方は、同僚議員を貶めることが目的としか言いようがないものでございます。

2、自治体連携業務改革の目的を、臨時職員を雇い続けると労働契約法に違反するからだ、自分の邪推をいかにも役場の決定のようにしています。

労働契約法第22条第1項に、この法律は国家公務員及び地方公務員については適用しないと明記されているにもかかわらず、役場は労働契約法を守る立場、臨時職員を正規職員に雇用すべきと、法律上できないことを主張するのは、法律を知らずに書いたのか、また別の意図があったのか、間違った法解釈で、うそを町民に広げるのは、役場と町民との信頼を損ねる行為であり、問題であります。

3、三角議長に対して、議長の立場を利用した職権乱用、自分の主観で反対意見を却下、指示

に従わなければ退場させるやり方は、議長の暴挙と誹謗していますが、会議録のどこを見ても該当するところはありません。また、会議録にない言葉を創作し、人権侵害、差別的発言、議長不信任決議云々というのはいかなるものか。これが許されるなら、これは相手にどのような罪でも着せることができます。

児玉議員自身の誤解と曲解に基づき、議長を好き放題に誹謗することは、重大な名誉毀損に当たります。さらに、議長の議場会議以外の場での記録にない発言まで、議場で言ったかのように編集することは、議長を貶めることで自分をよく見せようとする意図が明らかであります。

4、辞職勧告決議の不当性を主張していますが、ここで議会運営委員長を批判の対象にすること自体、不当な攻撃に当たっています。

5、文教厚生委員長に対し不当としておりますが、記録のどこにも不当に当たる事実はありません。チラシには創作されたやりとりが掲載されています。なぜ、事実に沿って書かないのか、権限内の行為を権限とも不当とも言いません。

主な問題だけでもこれだけあります。1は同僚議員への誹謗、2は須恵町役場への誹謗、3は三角議長への誹謗、4は議会運営委員長への誹謗、5は文教厚生委員長への誹謗です。これ以上は、わずらわしいので割愛しますが、ほかにも多々問題があります。

町民より選ばれた同僚の議員を、ここまであしざまに誹謗しひどくデマをばらまくような行為は、政治活動を大きく逸脱するものであり、到底許されるものではありません。児玉議員は、チラシの発行は自分の責任と明言いたしました。であるならば、これ以上、議会議員を続けさせることは困難です。

よって、日本共産党児玉議員は、みずからの意思で議員を辞職するよう、再度勧告するものがあります。

以上、御審議方よろしく願いをいたします。

○議長（三角 良人） 提出者より、決議案の説明が終わりました。

これより、児玉求君の発言を許可します。1番、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） 再度また不当な議員辞職勧告決議案を提出されましたが、きょう私が須恵民報のことで持ってきております。ここでちょっと御説明をいたします。

9月議会におきまして、日本会議の運動組織、美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会より、改憲動議の意見書が提出されたというふうに私は書いております。そうしまして、その説明資料の中に、見ていただければよろしいと思うんですが、ちょっと御案内いたします。意見書の資料ですけど、見ていただきますと、憲法に関する最近の世論調査というところが出てまいります。そこで、国会における憲法論議の展開について、また自衛隊の憲法明記についてが表記されております。それと、次のページ、国会に憲法改正の実現を求める意見書決議、これが出ております。

この請願の意味は、国会に憲法改正の実現を求める意見書の決議をしたところを記載されているわけでありまして、これは憲法改正への意見書であります。

これが、憲法論議をしようということにはなりません。なぜこの意見書が出るかと。憲法を変えるための意見書ですから、これは何もなければこういう意見書は出ません。憲法を変えようという意見書が資料としてあります。これを提起して、お話しします。これは……。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。右側のほうやけね。この提出案とこっちで、今議会では。右のほうよ。

○議員（1番 児玉 求） ここに載っております。

○議長（三角 良人） 載ってるじゃなくて、元に戻し……。

○議員（1番 児玉 求） これが資料です。資料が載っておるんです、これ。

○議長（三角 良人） 載っとおけど、今の違うでしょうがって言いよったい。これは県でしょうが、左のほうか。都道府県でしょう、こっちの左側が。右側のほうでいかないかんとよ。わかりようとなあなた。

○議員（1番 児玉 求） 同意見書決議、右でも左でも……

○議長（三角 良人） 意見書決議じゃないで、右側のほうを議論したんです、この前は。右のほうを議論したんですよ。

○議員（1番 児玉 求） いえ、これは2つありますから。

○議長（三角 良人） 2つないでしょうが。

待ってください、あなた、また、議論したことに対して、ちゃんと表現をなさいって言われたんです、今。

○議員（1番 児玉 求） この資料も2つとも出てるんです。

○議長（三角 良人） 出とおけど違うでしょうかと。うちが出したのが。

○議員（1番 児玉 求） 違いますよ、これは。そのための資料ですから、何が違うんですか、これが。

○議長（三角 良人） 何が違うって、一番最初に戻してみて。

○議員（1番 児玉 求） 国会に憲法改正の実現を求める意見書決議、右のほうは憲法改正論議の推進を求める意見決議。

○議長（三角 良人） うん。議論の推進でしょうが。

○議員（1番 児玉 求） これは、ではなぜこの意見書がいるわけですかと。憲法改正するための論議のための資料だから、どなたが見てもこれは憲法改正のための。

○議長（三角 良人） どなたが見てもわかったらんが。

先ほども提案者からあったでしょうが。勘違いしないで討論してくださいって。あったん

やから。

○議員（1番 児玉 求） いや、勘違いやない、議長。

○議長（三角 良人） あなたが勘違いしとる。

○議員（1番 児玉 求） 勘違いしていません。2つとも資料として出ておりますので。

○議長（三角 良人） 出とおけど、違うでしょうが、うちがしたのは。

○議員（1番 児玉 求） 違いますよ、2つ出てるじゃないですか。

○議長（三角 良人） 出とおけど、違うでしょ、私とあれしたのが。討論したのが。

○議員（1番 児玉 求） 違います。憲法の論議っちゅうのは……

○議長（三角 良人） 違うことやない。だからあなたは……

○議員（1番 児玉 求） 憲法改正するための論議ですから。

○議長（三角 良人） あなたね、私の言うこと聞かんとですか。皆さんどう思います。

○議員（11番 原野 敏彦） 民報に書いてあるんです。須恵民報に書いてある。内容を変えてるんやないですか。意見書に対して、それは違う。それでして、名前が書いてあるやないですか。意見書を提出しましょうっていう論議を、まず。あなた、中身までおっしゃっているから。

○議員（1番 児玉 求） そうでしょう、本質はそうでしょう。

○議長（三角 良人） 本質が違う。

○議員（14番 今村 桂子） よその議会は、このとおり憲法改正を論議したかもしれません。でも、うちの議会は、そういうことは論議していません。うちの議会は、議論の喚起をしましょう。賛成の人も、反対の人も、それぞれ。誰でも意見をぶつけ合える場をもっと持ってもらいましょうという意見書を出しました。何もその、改憲に対する賛成、反対は、うちの議会は審議していません。

○議員（1番 児玉 求） それは……。

○議長（三角 良人） していませんからそうなんです。

それに対してあなたがそういうこと書いとるから、問題になつとるんでしょうが。

○議員（14番 今村 桂子） そりゃ、よそは知りませんよ、資料に。よそは。

○議長（三角 良人） これ、一つ終わりました。次、行ってください。

○議員（1番 児玉 求） それと、あと議運の結果を呼ばれまして、議長室に呼ばれました。

そのときに、却下理由が生活保護者は税金を払っておるのかと。

○議長（三角 良人） そげな話、しておりません。

○議員（1番 児玉 求） 議長、今さら恥ずかしいですよ。

○議長（三角 良人） 恥ずかしゅうない。私、そこで、議運の中ではそんな話、してません。

○議員（1番 児玉 求） 議長室で結果のとき言われたでしょう。恥ずかしいですよ、今ごろ

そういう、言わないとか言うのは。

○議長（三角 良人） その前のあなたの発言に対して、いろいろあって、その流れでそげんなった。意見が出たかもしれん。それは、訂正しません。

○議員（1番 児玉 求） 言われた。

○議長（三角 良人） 流れで。

○議員（1番 児玉 求） 言われたんですよ。だから。

○議長（三角 良人） あなたが先に言ったんよ、それは。

○議員（1番 児玉 求） だから、なぜ却下されたのかというのを聞いたら、そういうふうに言われましたから。

○議長（三角 良人） わかった。きょうのあなたの一般質問も、町長答えましたが、国会議員がすることやないですかという話なんです、本当は。

○議員（1番 児玉 求） またそれとは別のこと。

○議長（三角 良人） そういうことの話だったの、この前は。

○議員（11番 原野 敏彦） 話もありますけども、合屋議員が動議で出された内容、それを審議していただきたい。須恵民報にかかわる虚偽もしくは誹謗。それに対する言いわけと言いますか、それに対することに対してだけ、反論していただきたいと思います。

○議員（1番 児玉 求） 私は、虚偽の記載をしたという。

○議員（11番 原野 敏彦） 一発目から虚偽ですよ。

○議員（1番 児玉 求） 虚偽じゃありません。これは、そうおっしゃいます……

○議長（三角 良人） ほら、今、ちょっと待って。児玉君、今、ここに。一番開けるとるやろ。開いとるやろ、タブレット。左側。出た。

○議員（1番 児玉 求） 出ましたよ。

○議長（三角 良人） 表題読んで、一番上の。

○議員（1番 児玉 求） それは、改憲を求める意見書の……。

○議長（三角 良人） そうよ。

○議員（1番 児玉 求） 意見書提出による請願。

○議長（三角 良人） そうよ。そう書いてある。それでいいやない。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、書いてあるけど、本質的な。

○議長（三角 良人） 本質じゃないて、ちょっと待った。

○議員（8番 猪谷 繁幸） そうったい。そのとおりでしょうも。

○議員（1番 児玉 求） 違いますよ。それはあれでございます。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 本議会で言われているので、テープを聞き直してください。本議会で、私たちはアメリカと戦争したいとか、そして日本を再び戦争ができる国にしようとか、そういうことは一言も言っていませんし、改憲論議をした覚えもありません。私たちは、国会で憲法の審議とかそういうのをする前に議論を深めてください、また国民も、賛成反対の議論を深めてくださいという意見書を出しただけです。

だから、児玉さんが書いているのは、私たちがいかにも戦争をするためにこれを改正する改憲議論の意見書をだしたというふうになっている。でも、ちゃんと聞いてください。私たちはそういう審議をこの場でしましたか。していないですよ。

よそは、添付資料のことを言われますけど。

○議員（1番 児玉 求） そうですね。

○議員（14番 今村 桂子） 添付資料は、よその場所、よその県、よその町。そういうところの状況を、ただ添付されているだけです。

私たちは、それに対して、何もその審議の中には出ておりません。

そして、ちゃんと聞いてみて、私たちがした会議は何だったんですか。本会議をそれは軽視していると思う。本会議で私たちがやった議論は、ばかにしていることです。議員としてあり得ないでしょう、それは。ちゃんと自分が本会議で何を議論したかということを考えて言われてください。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） ここの資料にあるとおり……。

○議長（三角 良人） 資料は関係ないって今、言ったでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） いいえ、関係あります。

○議長（三角 良人） またそういうことを。

○議員（1番 児玉 求） 資料は何のためにつける。

○議長（三角 良人） 見るだけ。それ以外の、あなたね。

○議員（1番 児玉 求） それ以外の何です。

○議長（三角 良人） 違う違う。あなた今、それ書いとるでしょう、民報に。一番、その内容が違うっていうことを、今、議論しているんだから。

○議員（7番 松山 力弥） 資料は関係ない。

○議員（1番 児玉 求） 違います。だから、ここに……。

○議長（三角 良人） もう退場させるか。本当にもう。弁明をちゃんとしてください。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと待って、議長、ここの2番目に、見ていただくと自衛隊の憲法明記についてというふうに記載されているじゃないですか、ここに。この3項目。この憲法

を明記することは、どういうことかというのは、皆さんも御存じでしょう。

○議員（10番 合屋 伸好） それを話し合えという。

○議長（三角 良人） そう。

○議員（8番 猪谷 繁幸） それをテーブルに載せれというだけの話でしょうも。

○議員（1番 児玉 求） だからそれは、何のためにするかと。改憲のためでしょう。

○議長（三角 良人） 違うんだよ。

○議員（3番 白水 勝元） そういうことじゃない。思い込みで言わないでくださいよ。

○議員（1番 児玉 求） 思い込みじゃない。

○議員（3番 白水 勝元） 1対10みたいな。

○議員（1番 児玉 求） ここは須恵町議会ですけど、ほかの議会で……

○議員（8番 猪谷 繁幸） いや、ほかは関係ない。

○議員（1番 児玉 求） 関係はあります。あなた、じゃあ、みんな数の力でそうおっしゃるけど。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 数の力じゃないでしょう。

○議員（1番 児玉 求） 私は、その本質は。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 暴言でしょう、はっきり言って。暴言でしょう。

○議員（1番 児玉 求） 暴言じゃないですよ。ここに資料があるじゃないですか。

○議員（8番 猪谷 繁幸） じゃなんで嘘かかないかんとですか。嘘ば。嘘ですよこれ。

○議員（1番 児玉 求） 何が嘘なんですか。失礼です。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 表題言ってみて、読んでくださいよ。

○議員（1番 児玉 求） 表題はそういうふうな、オブラートで包めるけど。

○議員（8番 猪谷 繁幸） オブラートで包んでないでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） いやいや。ずっと見てください、憲法改正の意見書決議があるじゃないですか。これは、資料であるんです。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 資料はあくまでも参考資料でしょう。そこだけ取り上げるというのはおかしいでしょう。

○議員（1番 児玉 求） あなたがおかしい。資料は、議論するための資料。

○議長（三角 良人） 児玉君、もう1回、ここ読んで。表題、何の議論をしたかを。改憲論なんて、どこに書いてありますか。皆さんが言うように。

○議員（1番 児玉 求） これは、この県意というのは、今までも日本会議から出ているんです。それは、各議会で否決されて、そしてこういう形で出てきたわけでございます。

これは、須恵町だけでなく、糟屋郡でもずっと出てきておりますし、内容は。ですからここ

の須恵町議会がそうおっしゃっても、ほかの志免町議会、宇美町議会、粕屋町議会……。

○議長（三角 良人） 関係ない。

○議員（1番 児玉 求） 関係ないじゃございません。

○議長（三角 良人） 違うて。この須恵町の議会の内容を、あなたは創作して出しているからいかんよということをみんなが言っただけです。それを反省せんとですか。あなたは。

○議員（1番 児玉 求） いえいえ、これは。

○議員（8番 猪谷 繁幸） もうやめてください。

○議員（1番 児玉 求） 見たら、そりゃどなたが見ても、改憲の意見書です。

○議長（三角 良人） 済みません、あなたね、弁明なつとらん、それは。弁明もできんなら、また退場してください。（「進行進行」の声あり）

○議員（14番 今村 桂子） 議会広報にも、そういうも一言も、改憲とかないでしょう。議会広報にもそういうこと書いてないでしょう。

○議員（1番 児玉 求） いや、書いていないけど。

○議長（三角 良人） 書いてないことを。

○議員（1番 児玉 求） 書いてないけど、そうじゃないですか。

○議員（3番 白水 勝元） 書いてないことを言わないでよ。思い込みで。

○議員（1番 児玉 求） 何が思い込みですか。

○議員（6番 田ノ上 真） 議長、除斥して。

○議長（三角 良人） うん。この議員の弁明を終了します。

〔児玉求議員 弁明終了〕

○議長（三角 良人） 児玉求議員の退場を求めます。

○議員（1番 児玉 求） まだ弁明していませんけど。

○議長（三角 良人） 弁明になりよらん。持論を展開するばかりだ。

〔児玉求議員 退場〕

○議長（三角 良人） これより、発議第3号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なし。よってこれより討論に入ります。

討論はありませんか。反対討論がある方。賛成討論の方。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 名前を出す以上は、正確な記述のもと、出さないといけないと思います。細心の注意が必要だと思っています。

特に、今回のこの改憲と書かれたことにつきましては、本議会でちゃんと審議をした内容のもとやっております。内容が全然違います。議会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書であります。それをさも違うように、アメリカとともに戦争をするとか、日本を再び

戦争のできる国にしようとか、そういうことを私たちが賛成したように、議員の名前を列記し、賛成議員として書かれたことは、名誉毀損にも値する、大変な事実であるということを知覚をしていただきたい。

しかし、今のように自覚が全くありません。これは本会議軽視、本会議をばかにするものであり、児玉議員には反省していただきたいと思います。

○議長（三角 良人） ほかに。世利君。

○議員（2番 世利 孝志） 賛成討論をいたします。

私は、9月定例会での辞職勧告について、児玉議員がこのことについて深く反省し、その後の議員活動に邁進するものと信じ反対いたしました。が、事実と異なるチラシ、須恵民報というものを配布するなど、全く反省する余地もありません。

よって、私は、今回の辞職勧告について賛成いたします。

○議長（三角 良人） 原野君。賛成ですね。

○議員（11番 原野 敏彦） 私、先ほど世利議員が申されましたように、前回9月の辞職勧告決議案のときには反対という意見を述べさせていただきました。

今回、賛成に回るわけでございますけれども、この民報の中、須恵民報の中で、議員辞職勧告決議の不当性と今後の活動方針についてということで、この中に、議会運営委員長を抗議したいということが明記されております。

前回、9月議会では議員辞職には反対をいたしました。反対したにもかかわらず、辞職勧告決議への不当性と今後の活動方針について、議会運営委員長についてもこれ、私のことでございますけれども、私をそれに対して抗議するということを書いてあるということに、私も名誉ということで毀損されたという気持ちでございますし、同僚の皆さんも、須恵町では自分ほど須恵町のために頑張っている議員はないとか、そういうふうなことも書いてありますので、これは不当な文章でございますので、今回は辞職勧告決議案に賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。ございませんか。合屋議員、提出議員やけえ。松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 私は前回は賛成させていただきましたけれども、1回出したら幾らか反省すると思ひまして、この前の緊急全協においても、彼に更生を促しましたけれども、全くの反省もなく、議員として続けるのは質に欠けると思ひます。

また、皆さんもきょうの一般質問でございますけれども、見てのとおり全く議長の采配を無視し、この議場を愚弄するしか私は考えられませんので、私は辞職に賛成であります。

以上であります。

○議長（三角 良人） ほかに。三上君。

○議員（12番 三上 政義） これ、議長の権限について今、皆さんよく言われておりましたけれども、議員必携によりまして、25ページ、26ページに記載されております。

発言停止、退場などは議長の権限でございます。権限の範囲内です。何も間違ったことはやっておられません。議長に対する名誉毀損と、私は考えております。

それと、もう一つ追加いたしますれば、反省するという言葉は一つも出てこないです。私たちの委員会の中でも、これは間違っている、こうすればああすればと言うんですけど、持論を通すのが彼の持論と思います。ただ、選ばれた議員さんですから、それ以上のことは何も言えませんが、間違っているところは間違っていると言って正し、済みませんという謙虚な気持ちになっていただくのも、一つの町民からいただいた議員の一つの仕事だと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

提案理由、るる述べられましたように、全面的に賛同でございます。きょうもそうですし、先日行われました全協においてもそうですが、児玉議員の発言、振る舞い、ほとんど唯我独尊という状態で、ただ自分だけと。我々の、何と言いますか、非常に認められていないといひますか、そういう形で、自分自身だけが正しいという形で、全てに臨まれているようにお見受けするわけでございます。それであるならば、民主主義の代表としてはかなり厳しいものを感じております。

そういった見解で、今回の辞職勧告決議に賛成します。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて討論を終結します。

よって、発議第3号日本共産党児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案について、採決に入ります。

本案は、児玉求君に対する議員辞職勧告です。よって、発議第3号を合屋伸好君提出決議案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、発議第3号日本共産党児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案については可決されました。

児玉求君の入場を許可します。

〔児玉求議員 入場〕

○議長（三角 良人） ここで、児玉求君に起立を求めます。

〔児玉求議員 起立〕

○議長（三角 良人） 児玉求君に、発議第3号日本共産党児玉求議員に対する議員辞職勧告案が可決されたことを報告いたします。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本議会終了後、13時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、12月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後0時21分散会

---